

# 栗東市人権擁護計画実施計画

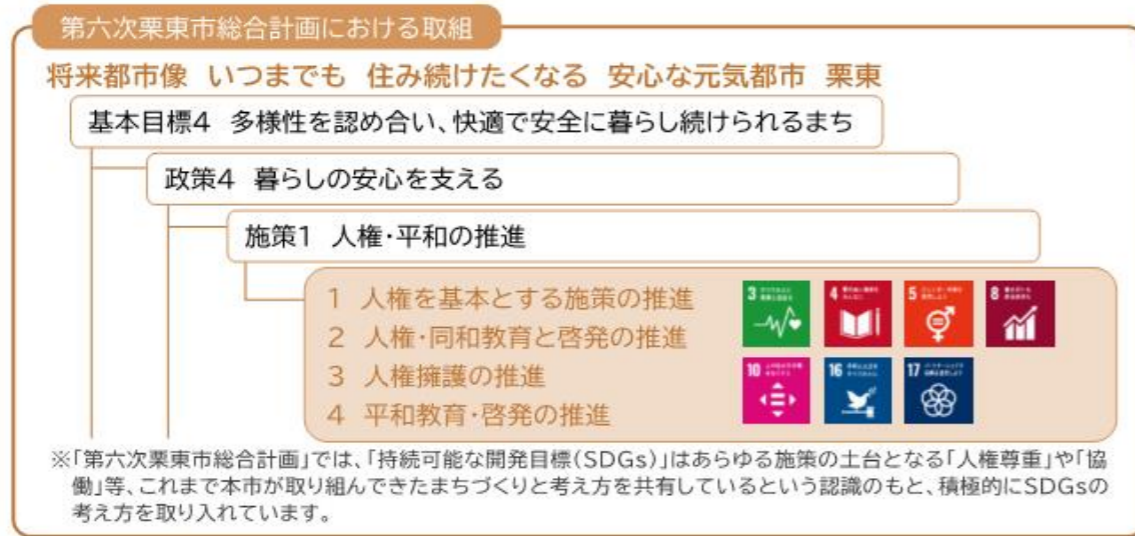
(第二次栗東市人権擁護計画期間：2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）

## ②分野別・各課回答

2025（令和7）年度

## 施策の体系

人権をめぐる近年の状況を踏まえ、新たに「感染症等患者」「性的指向・性自認(性同一性)等」が加わりました。



↓ 個別・具体的取組、推進体制の設定



## 人権教育および人権啓発推進の基本方針

### 基本方針① 就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進



### 基本方針② 社会教育における人権教育の推進



### 基本方針③ 市民への人権啓発の推進



### 基本方針④ 企業への人権啓発の推進



### 基本方針⑤ 人権との関わりが深い職種における人権教育の推進



### SDGs「誰一人取り残さない社会の実現」

各基本方針と関連性が高いSDGsについて、各アイコンが示す目標は次の通りです。

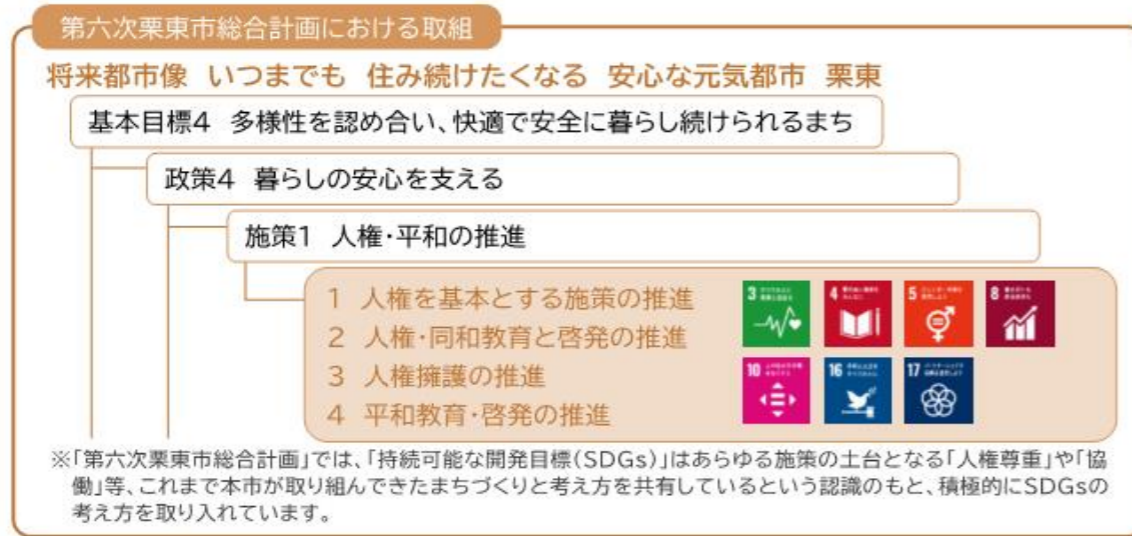
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

### 〈分野別事業の内訳〉

分野	事業数
共通	5
1. 部落差別(同和教育)	48
2. 女性	18
3. 子ども	20
4. 高齢者	15
5. 障がいのある人	26
6. 外国人	12
7. インターネットによる人権侵害	4
8. 感染症等患者	2
9. 性的指向・性自認(性同一性)	4
10. さまざまな人権問題	7
合計	161

## 施策の体系

人権をめぐる近年の状況を踏まえ、新たに「感染症等患者」「性的指向・性自認(性同一性)等」が加わりました。



↓ 個別・具体的取組、推進体制の設定



## 人権教育および人権啓発推進の基本方針

### 基本方針① 就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進



### 基本方針② 社会教育における人権教育の推進



### 基本方針③ 市民への人権啓発の推進



### 基本方針④ 企業への人権啓発の推進



### 基本方針⑤ 人権との関わりが深い職種における人権教育の推進



### SDGs「誰一人取り残さない社会の実現」

各基本方針と関連性が高いSDGsについて、各アイコンが示す目標は次の通りです。

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

### 〈分野別事業の内訳〉

分野	事業数
共通	5
1. 部落差別(同和教育)	48
2. 女性	18
3. 子ども	20
4. 高齢者	15
5. 障がいのある人	26
6. 外国人	12
7. インターネットによる人権侵害	4
8. 感染症等患者	2
9. 性的指向・性自認(性同一性)	4
10. さまざまな人権問題	7
合計	161

栗東市人権擁護計画実施計画 分野共通の取組

■商工観光労政課、広報課、議会事務局、図書館、自治振興課、社会福祉課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と7年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
1	共通	1	新規	「栗東市人権擁護計画」の推進	○栗東市人権擁護審議会を開催し、「栗東市人権擁護計画」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。審議会に諮る案件に応じて、庁内の人権擁護推進本部会議で事前に審議を行う。	「栗東市人権擁護計画」に基づき総合的かつ計画的に推進する。審議会で得た外部評価を、住民意識調査結果と併せて、次期の計画策定に向けた基礎資料とする。また、各課の個別計画においても活用や反映を促進する。 ◎目標値 栗東市人権擁護審議会開催：年2回 (計画策定時等は年4回)	本計画の推進を図るために各課の人権関連事業を取りまとめた「栗東市人権擁護計画実施計画」を作成し、実施計画書に基づき、各課の事業取り組み状況の報告を行っている。令和7年度においては(令和7年7月)各課の事業取り組み状況の報告を行った。	第二次人権擁護計画のなかで計画の進捗管理について、審議会を定期的開催し、外部的な視点で事業への取組についての意見・提案等をいただくことにより、全ての部局の業務が人権の確立に関わっていることの意識がより高まるよう、実施計画の取り組み結果及び審議会の結果について全庁的に情報共有を図り、各課の施策及び個別計画と本計画の連携を深める必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)		
2	共通	2	新規	労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行う。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図る。	就労支援機関と連携を図り適切な支援につなげるとともに、市広報などを通じた労働相談窓口に関する情報提供を行う。	労働に関する相談窓口についての問い合わせが2件あり、情報提供を行った。	相談者の相談内容に応じ、適切な相談窓口について情報提供を行っていく。	4	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・労働相談窓口に関する情報提供
3	共通	3	継続	すべての人にわかりやすい行政情報発信の充実	○栗東市公式ホームページにおいて、障がい者や高齢者、外国人を含むすべての方が簡単に使い、誰もが必要とする情報を取得・閲覧できるウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、JIS規格に対応する試験結果をホームページ上で公開する。	・障がい者・高齢者のホームページの利用に配慮する指針である日本工業規格「JIS X8341-3:2006」の等級AAに対応する。 ◎目標値 ・「JIS X8341-3:2006」に準拠又は一部準拠 ・市ホームページに広報りっとうの掲載内容の音声データを掲載：年12回(毎月)	・令和6年度は試験未実施 ・市ホームページに「広報りっとう」音声データ掲載 毎号 ・令和6年度から「広報りっとう」点訳データを市ホームページに掲載 毎号	全てのページがJIS規格に準拠している訳ではないことから、引き続き問題点を把握し改善に努める。	3	シティプロモーション推進課 (旧：広報課)	第3期栗東市障がい者基本計画	・障がいのある人に配慮した情報提供 ・音訳や点字による広報の充実 ・市の広報紙等の点訳・音訳

栗東市人権擁護計画実施計画 分野共通の取組

■商工観光労政課、広報課、議会事務局、図書館、自治振興課、社会福祉課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と7年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業	
4	共通	4	新規	メディアリテラシーの向上	○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図る。	社会の変化に対応した人権意識の向上をめざす。 ◎目標値 ・議会だよりへの標語掲載：年4回	議会だよりNo.214(5/1発行)、No.215(8/1発行)、No.216(11/1発行)表紙に、標語入選作品を掲載して発行済。	引き続き議会だよりへの標語掲載により人権意識の向上をめざします。	4	議会事務局	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上	
					○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図る。	広報やホームページに人権関連の強化週間や月間の取組みや、人権侵害防止啓発について掲載を行うとともに、啓発紙の発行等により、インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止が図られるよう、市民の人権意識向上のための啓発を行います。	・国や県とともに取り組む人権関連の強化週間や月間について、市広報やホームページに掲載するとともに、法務省のホームページへのリンク等も行いました。 ・人権週間の取り組みとして庁舎ロビーにパネル展示及び栗東市マスコットキャラクターくりちゃんに一日人権擁護委員の委嘱を行い啓発に努めました。	引き続き、市広報やホームページを利用した各種週間、月間の周知に努めるほか、街頭啓発などの機会を活かし、効果的な啓発活動を行う必要があります。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上	
					○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図る。	インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図る。	法務省ホームページ等を活用し啓発することで、インターネットによる人権侵害の防止につなげる。 ◎目標値 ・広報、市ホームページにおいて啓発サイトへのリンクが貼られているか。	・市広報において7月に「輝く未来(教材編)」、12月に「輝く未来(資料編)」をホームページに掲載し、「輝く未来計画」の概要を発信するとともに、市民の人権意識向上のための学習機会の提供を行った。 ・市広報12月号、2月号において、人権啓発シリーズを掲載した。 ・啓発サイトへのリンク済	市広報において人権啓発シリーズを継続していくことが必要である。また社会の変化に伴って新しい人権課題が取りあげられる中で、インターネット・SNS等による人権侵害を共通するテーマとして取りあげていく。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
					○地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行う。	広報やHP等を活用し男女共同参画に関連する強化週間や月間の取組や啓発について掲載を行い、市民への啓発を図る。不適切と認められる広告物等が発見された場合、適切な助言・指導を行う。 ◎目標値 ・広報やHP等に男女共同参画関連の強化週間や月間の取組の周知に努める。	○広報やHP等で男女共同参画関連の強化週間や月間の取組の周知に努めた。 ・若年層の性暴力予防月間 4月 ・男女共同参画週間 6/23~29 ・仕事と生活の調和推進月間 11月 ・女性に対する暴力をなくす運動 11/12~25	インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、広報やホームページ、SNS等を活用し、継続的に啓発を行う必要がある。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上	
					○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図る。	メディアによる人権侵害に関する資料の収集展示を行う。	人権に関する図書の収集	新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、図書展示等による利用の促進を図る。	3	図書館	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上	
					○地域での複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りながら取り組む。	重層的支援体制整備に向け、庁内関係機検討会議を設置し、事業の周知や関係課・関係機関へのヒアリングを実施し、体制整備の基礎固めに取り組む。 ◎目標値 ・庁内関係課検討会議の開催：4回	複雑化かつ複合化した課題を抱える方及びその世帯に対する適切な支援を図るために、関係機関との連携により必要な協議及び検討を行うことを目的に、重層的支援推進会議を開催した。 ・重層的支援推進会議の開催：6回(12月末現在)、8回(年度末見込み)	複合化・複雑化した課題や制度の狭間となっている課題の解決及び社会資源の開発に向けて、関係機関との協議及び検討を行う。	4	社会福祉課	第4期栗東市地域福祉計画 第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・重層的支援体制整備事業	

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
6	部落差別 (同和問題)	1-(1)-1	新規	「栗東市輝く未来計画 (人権・同和教育推進 5カ年計画)」及び 「栗東市人権・同和教 育基本方針」の推進	○「栗東市輝く未来計画(人権・同和教育推進 5カ年計画)」及び「栗東市人権・同和教育基 本方針」に基づき、人権尊重のまちづくりを推 進する。栗東市同和教育推進委員会を開催し、 教育実態調査を踏まえた人権教育に関する体制 を整備し人権教育行政の推進及び充実に期す。	○「栗東市輝く未来計画(人権・同和教育推進 5カ年計画)」及び「栗東市人権・同和教育基 本方針」に基づき、計画的・継続的に本市にお ける人権教育を推進する。人権教育行政の推進 を検証するため栗東市同和教育推進委員会を開 催する。 ◎目標値 栗東市同和教育推進委員会 年2回 (次期計画策定時等は年3回)	2025年8月21日に第1回栗東市同和教育推進委員会を開 催。2025年度の関係各課の人権教育・啓発の取り組みにお ける目標と計画について報告いただいた。2026年3月2日 に開催予定の第2回委員会では、その成果と課題について 検証していただく予定。	第五次輝く未来計画及び人権・同和教育基本方 針は、2026(令和8)年3月までの計画期間後 の改訂は行わないが、引き続き関係各課があら ゆる差別解消に向けた事業を効果的に進めてい くため、人権教育の推進が位置付けられている 第二次栗東市人権擁護計画及び第4期栗東市教 育振興基本計画において、より主体的に目標設 定や事業実施ができるように引き継いでいくこ とが必要である。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)		
7	部落差別 (同和問題)	1-(1)-2	継続	栗東市議会議員人権研 修	○栗東市議会議員を対象に人権研修会を開催す る。	人権への理解と認識をさらに高める ◎目標値 ・年1回議員全員が参加しての研修を開催	2月6日(金)に、湖南地区市議会議長会議員研修会(人権研 修)に参加予定。	湖南地区市議会議長会では毎年、人権研修を 行っており、議員が参加できるよう年度当初よ り計画的に進めています。	3	議会事務局		
8	部落差別 (同和問題)	1-(1)-3	継続	指定管理者における人 権研修の推進	○基本協定書などに基づいて指定管理者が実施 する研修状況や今後の計画などを確認し、指定 管理者におけるさらなる人権意識の高揚につな げる。	指定管理者において、職場内研修の実施や市主 催の研修への参加などを促すことにより、指定 管理者の人権に対する意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・各指定管理者における研修実施、又は組織外 主催の研修への参加：年1回以上	<12月末現在> 指定管理者(8事業者)のうち5事業者が組織内研修の実施 や市等が主催する研修会に参加した。 <年度末見込み> 指定管理事業者から、毎年度の「実態調査」により研修実 施の報告を受けている。年度終了後に報告を受けるため、 研修実績が把握できるのは翌年6月頃となる。	年1回以上の人権研修の実施や組織外主催の研 修への参加を行うよう、指定管理所管課を通じ て指定管理者へ呼びかけを行う。	3	企画政策課	—	—
9	部落差別 (同和問題)	1-(1)-4	継続	職場研修推進員説明 会・職場研修	○「人権・同和問題職員研修基本方針」に基づ き全体集合研修を補完するものとして、各職場 における人権に関する研修(「部落差別の解消 の推進に関する法律」を必須とし、同和地区の 照会、本人通知制度、窓口対応マニュアル、十 里まちづくり事業の意義や成果と課題等を選 択)を開催する。	職場内研修の実施や市主催の研修への参加など を促すことにより、職員の人権に対する意識の 高揚を図る。 ◎目標値 ・人権にかかる職場内研修の実施、組織外主催 の研修への参加：年2回以上	【職場研修推進員説明会】 書面実施 【職場研修(人権問題)】 開催部署24/対象部署54(執行率44.4%) 開催回数延べ53回(複数日開催は1回とした場合) 参加人数延べ843名 ※12月末時点 人事課報告分	例年、年度末に職場研修を実施・報告する部署 が多いため、年度初め、年度途中にも職場研修 を実施するよう、年度内に数回周知を行う必要 がある。	3	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚
10	部落差別 (同和問題)	1-(1)-5	継続	人権職員集合研修	○正規職員のみならず、会計年度任用職員、指 定管理者職員を対象に職員集合研修を実施す る。 ・初任者研修、基礎研修、応用研修、リーダー 養成研修、指導者養成研修	経験年数や本人のスキルに応じて階層別に開催 し、職員としての人権に対する認識を深め、資 質および実践力の向上を養う。 ◎目標値 各階層別研修の実施：年1回	・会計年度任用職員新規採用職員：初任者研修(5/16)：参 加者47名 ・幼保職員：人権問題研修会(幼児課主催の研修会を人権 問題職員集合研修と同一に位置づけ) ・指導者養成：リーダー講座(人権擁護課主催) ・在職3年目以内正規職員：基礎研修(1下旬実施予定) ・在職4年目以上正規職員：応用研修(2月実施予定)	人権問題の実現や課題等について、自ら教育や 啓発に取り組もうとする意識改革が高まるよ う、内容の充実や日程調整についても引き続き 検討する。	4	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚
11	部落差別 (同和問題)	1-(1)-6	継続	新規採用者(予定者) 研修	○本市職員としての採用(後)にあたり、差別 を許さず、解決の主体者としての認識を高め、 職務上直ちに必要とする基礎知識を習得するこ とにより、職場での適応能力を養う。 ○各種研修会への派遣を義務づけることによ り、職員としての人権感覚をさらにみがく。 ・新規採用予定職員研修(人権)・新任職員研 修(人権学習)、企業内人権研修「新規採用者 対象研修」、人権教育保育にかかる新転任者研 修会および「じんけんセミナー栗東」への派遣	あらゆる差別に気づき、考え、差別をなくすた めに行動する職員を育成する。 ◎目標値 ・新規採用者研修を採用者全員に実施	・新任職員(前期)研修(人権学習)(4/14～18)：参加者32名 ・企業内人権問題「新規採用者等」研修会(令和6年7月、 令和7年4月採用者)(4/22)：参加者33名 ・新規採用者研修(令和7年7月採用者)(7/1)：参加者7名 ・市民のつどい：令和7年度新規採用者派遣予定 ・次年度新規採用予定者研修：令和8年度新規採用予定者	あらゆる差別についての基礎知識を習得し、あ らゆる差別をなくすために行動できる職員を育 成していくため、継続した研修を実施する	4	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
12	部落差別 (同和問題)	1-(1)-7	継続	市職員派遣事業	○あらゆる差別を撤廃するため、人権尊重の地域づくりに寄与することを目的として開催されている、びわこ南部地域人権啓発連続講座に市職員を派遣し、報告書を提出することで人権意識の認識を高める。	職員が差別を許さず、差別をなくす主体者としての認識を高める。  目標値 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座実行委員会が主催するびわこ南部地域人権啓発連続講座に、市の職員を派遣し、復命を行い、認識を高める。 (主催者が参加可能とする上限数(1団体)の職員を派遣)	5月～3月の年間11回の開催計画に基づき、市職員を派遣し、受講者の人権意識の向上を図った。 5月：「戦後80年の今、私たちが受け継ぐもの」 6月：「言葉の力で『三方よし』」 7月：「共に生きる社会とは」 8月：「夜間中学で学ぶ人たち」 9月：「思い出そう！国連誕生と世界人権宣言」 10月：「在日に生きる」 11月：「開かれたボーダレスなまちづくり」 12月：「部落差別問題の今」 1月：「未定」 2月：「未定」 3月：「未定」	1回約10名の職員派遣を行っている。各課業務の煩雑状況を鑑みながら、引き続き職員の人権課題について学びを深める機会として継続していく。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画  2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・行政職員・教職員の責務と自覚  ・人権研修の充実
13	部落差別 (同和問題)	1-(1)-8	継続	農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の人権研修	○人権擁護課などの関連部署から講師を招き、農業委員会委員を対象として人権意識の高揚と市内事例などから人権研修を行う。	農業委員等の人権意識を高め、主体的な行動がとれるよう実践力を養う。 ・年1回の開催 ・委員並びに農地利用最適化推進委員、事務局員、全員の参加(計24人)	・計画通り、2月総会時に各委員へ人権啓発に関する資料(輝く未来)を配布し説明を行う予定。(計22人)	農業委員等の人権意識を高め、主体的な行動がとれるよう実践力を養う。 ・年1回の開催 ・委員並びに農地利用最適化推進委員、事務局員、全員の参加(計22人)	3	農業委員会事務局	—	—
14	部落差別 (同和問題)	1-(1)-9	継続	広報への人権啓発標語の掲載	○広報に人権・同和教育推進協議会や事業所人権教育推進協議会の人権啓発標語の入賞作品を掲載する。	人権啓発標語を広報に掲載することで、人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・人権啓発標語の広報掲載回数：年12回(毎月)	・広報紙への掲載：12回(毎月)	効果的に多くの読者の目にふれるよう工夫をしながら、人権意識の向上のため、引き続き継続した取組みを進める必要がある。	4	シティプロモーション推進課 (旧：広報課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
15	部落差別 (同和問題)	1-(1)-10	継続	人権関係団体による啓発などの事業	○人権関係団体と人権尊重に向けた啓発事業を共催で実施する。 ○人権関係団体の人権意識高揚のため、学習会、研修会を実施する。 ○人権関係団体とともに街頭啓発などを実施し、広く市民への啓発活動を行う。	・人権関係団体と人権に向けた啓発事業を共催で実施する。 講演会事業：年2回、啓発紙発行：年1回 ・人権関係団体の人権意識高揚のため、学習会・研修会を実施する。 各団体：年1回 ・人権関係団体とともに街頭啓発などを実施し、広く市民の啓発活動を行う。 年2回：9月・12月	①共催啓発事業 ・12/20 人権文化事業 「人生をあきらめない」 講師：山口達也 380名参加 ②学習会・研修会 部落解放・人権政策第30回びわこ南部地域研究会各分科会 ③街頭啓発 ・9月同和問題啓発強調月間 街頭・駅頭啓発（5ヶ所）：9/2 40名 ・12月人権週間 街頭・駅頭啓発（5ヶ所）：12/10 26名 ・部落差別解消促進連絡協議会県外研修 11/16・17：岐阜県養老町、美濃市等 21名参加 ・人権3団体合同研修会 10/21：彦根市/国立印刷局彦根工場見学 近江八幡市八幡町/八幡子どもセンター・人権ネットワーク八幡 19名参加	講演会のあり方について今後見直しが必要とされる。 今後も積極的に啓発・研修等の活動実施に努める必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実
16	部落差別 (同和問題)	1-(1)-11	継続	人権擁護推進事業補助事業	○人権擁護委員並びに人権擁護推進員による差別のない人権を尊重する社会の実現を旨とし、人権いろいろ相談、保幼小への人権教室の開催など人権擁護活動を展開する。	人権擁護委員並びに人権擁護推進員による啓発活動や擁護活動を行い、人権擁護の取り組みを推進する。 目標値 ・人権いろいろ相談開催 年：10回 ・人権教室開催 市内全保育園、幼稚園、幼児園、小学校で実施（園・学校希望に沿った実施） ・人権の花運動：市内小学校2校（各年度毎に輪番で実施） ・両委員による合同研修、高齢者福祉施設への訪問	①人権いろいろ相談の実施（4月・1月）除く 5～3月実施：10回実施・5件（1名） ②人権教室 ・5歳児を対象に20園で実施。 参加者総数：653名 ・小学校2,5,6年生を対象に9校で実施（予定）。 参加者総数：1,919名 ※R2以降、5年生は希望校のみ実施 ③人権の花運動（市内小学校2校で実施） 治田東小学校：5・6年生が委員会で実施 大宝小学校：5・6年生が委員会で実施	高齢者福祉施設への訪問事業等、引き続きコロナ禍の影響が懸念される事業については、様々な工夫をしながら回復時に対応できるように委員のスキルアップを検討。 子どもを対象とした、各校・園の人権教室の開催においては、今後も幅広い年代層に向けた人権擁護活動に積極的に取り組んでいく必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第3期栗東市地域福祉計画	・人権擁護委員・人権擁護推進員に対する研修機会の充実 ・人権擁護委員、人権擁護推進員の研修
17	部落差別 (同和問題)	1-(1)-12	継続	部落差別解消対策推進事業	○部落差別解消推進法に基づき、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、人権擁護推進本部会議を開催し、差別の実態や地域の課題を把握し、部落差別撤廃にむけた市の総合施策を樹立し、円滑に実施できるよう協議する。	差別の実態や地域の課題を把握し、部落差別の撤廃に取り組む。	2023（令和5）年度に3市(守山市・野洲市)にわたる差別事件1件を受け、関係市での調整会議を行った。令和7年度中い集約に向けた学習会を実施予定。	関係市、団体と連携しながら集約に向けた学習会を実施していく必要がある。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・栗東市人権・同和教育推進協議会の活動

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
18	部落差別 (同和問題)	1-1)-13	継続	人権尊重に向けた啓発 事業	○じんけんセミナー栗東、人権文化事業など市民啓発事業を開催し、さまざまな人権問題への理解・啓発を行う。	年2回の講演会事業など、市民啓発事業を市内の人権関係団体と共催等で実施し、あらゆる人権問題への理解・啓発を行う。また、事業への参画を通じて、市内人権団体の委員等に市民の人権啓発の担い手となってもらう。	・12/20 人権文化事業 「人生をあきらめない」 講師：山口達也 380名参加 ・9月同和問題啓発強調月間 街頭・駅頭啓発（5ヶ所）：9/2 40名参加 ・12月人権週間 街頭・駅頭啓発（5ヶ所）：12/10 26名参加	講演会・啓発紙のテーマ設定については社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、市民の人権啓発の担い手である関係団体とも協議・連携し、設定していく必要がある。また、テーマに関連する部署との共催化も検討しながら進める必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第3期栗東市地域福祉計画	・じんけんセミナー・市民のつどい等の開催
19	部落差別 (同和問題)	1-1)-14	継続	保育園・幼稚園・幼稚園職員人権研修会	○部落差別問題の現実から学び、自分自身の差別意識と向き合うことで、自分自身の生き方を振り返ったり、保育に活かしていけるよう、市内の公立園、法人立園の園長、主任、人権同和主任、全職員対象に職員人権研修会を開催する。	あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨き、保育者の資質向上を図る。 ◎目標値 ・研修会の開催：年6回	職員人権研修 部落差別問題語り合いの研修 9/5 3/ 計2回 全体講演会 計2回 ・子どもの人権について 8/26 ・部落差別を通して考える日常の中の差別 12/2 十里のまちづくり学習を学ぶ 1/28 2/13 計2回 あらゆる差別の解消に向けて研修を重ねることができ、園での人権研修や人権保育につなげることができた。	・栗東市全園において、十里のまちづくりの教材化の周知に今後も努め、差別を許さない子どもの育成に向けて、人権保育の推進が図れるよう、職員の人権意識の高揚に向け、研修を重ねていく。	4	幼児課	第4期栗東市教育振興基本計画	・人権・平和教育の啓発と推進
20	部落差別 (同和問題)	1-1)-15	継続	児童支援加配・担当者連絡会	○就学前の児童支援加配、ひだまりの家就学前教育担当、幼児保育課人権教育担当者で連絡会を開催する。各担当の計画や進捗状況、取り組みについて共通理解するとともに、就学前保育・教育全体への人権・同和保育・教育の推進を図る。	人権保育、職員・保護者人権研修、保護者啓発について実践し交流するとともに、協議を行い、各担当事業の推進を図る。 ◎目標値 ・実施回数：年間7回	家庭支援推進担当者会議 6回中5回実施（最終2月） ・人権教育担当者連絡協議会 5/9 7/23 2/10 人権担当各園学校における人権保育教育の実践交流を各園の実践に生かすことができた。	・十里まちづくりの教材化に込められた願いを職員がしっかりと自分事として受け止め、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別解消に向け、継続して就学前における人権教育保育の充実に繋げていく。	4	幼児課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・学校・園の人権教育の充実
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・職員の研修の充実
21	部落差別 (同和問題)	1-1)-16	継続	人権・同和教育にかか る園訪問	○全園の人権教育、啓発リーダーが各園で職員人権研修を開催し、同和教育指導員、学校教育課、人権擁護課、幼児課から指導主事など派遣し、指導助言を行う。	栗東市人権・同和教育基本方針をふまえ、園における人権教育の向上に資するため、 <b>園訪問を行う。</b> ◎目標値 ・対象園において <b>園訪問1回 振り返りシートの提出</b>	・園訪問では、公開保育または職員人権研修に参加し、それぞれの園の取り組み状況や課題に応じた指導助言をすることができた。また、十里のまちづくり教材化に伴う保育構想図に込められた地域の思いを職員で共有し、どのように保育実践につなげているか聞き取ることができた。中学校区ごとに、各校園が園訪問に参加できるように交流をし、実践につなげることができた。 ・各園の取り組みの成果や課題、改善点をシートにまとめて提出報告となった。	・人権教育保育に関わる職員の資質向上及び、園内の課題解決に向けての取り組みを今後も継続していく。 ・今後も十里まちづくり教材化に伴う保育構想図に込められた思いを職員間で周知し、差別を許さない子どもの育成に向けて人権保育の推進が図れるよう研修を重ねていく。	4	幼児課（学校教育課）	第4期栗東市教育振興基本計画	・職員の資質向上
22	部落差別 (同和問題)	1-1)-17	継続	人権教育に関わる学校 訪問	・栗東市内全校園で公開授業保育及び職員研修を隔年で実施する。この時、指導主事および同和教育指導員を複数派遣することにより、学習・保育や研修の内容、各校園の取組について具体的な指導助言を行う。また、取組に関する事後訪問を行う。 ・市内担当者全員参加の校種別研究会を年間3回実施する。	・取組の良さや課題について協議することで子どもに寄り添う実践力を培い、各校園でフィードバックできるようにする。 ・校種別研究会では、校種別の枠を超えて様々な思いや考えにふれることで担当者の連携を強め、人権意識の醸成を図る。 ・対象…33校園うち実施33校園（校種別研究会3回を含む） ・事後訪問アンケート用紙を用いて課題解決のための方策や取組成果を共有する。	・学校園訪問33校園実施済 ・中学校区別研究会3回実施済 ・学校園訪問では、人権にかかる公開授業・保育または職員人権研修を実施し、各校の取り組み状況や課題に応じて集約シートをもとに協議することができた。また、集約シートを活用することで、次年度、各校園がより効果的な取組につなげられるようにする。	・多様化している人権課題について考えを深めていく必要があるため、訪問時を活用し、様々な人権課題に関する話題を提供していく。 ・人権課題に対する教職員一人ひとりの考えや捉えは様々であるため、正しく知る機会や、教職員それぞれが人権課題についてどのように考えているかについてアウトプットする機会を継続的にもつ。	4	学校教育課(幼児課)	第4期栗東市教育振興基本計画	・人権教育、平和教育の啓発と推進 ・職員の資質向上

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
23	部落差別 (同和問題)	1-(1)-18	継続	企業への研修講師派遣	○市内企業から社内研修の実施にあたって講師派遣の依頼があった場合、企業啓発指導員をはじめ市職員が講師として出向き、研修会を実施する。	◎目標 ・依頼企業社数：2社、2回 ・訪問企業社数：2社、2回	・依頼企業社数 2社 2回 ・訪問企業社数 2社 2回	効果的な研修会が実施できるように、講師としてのスキルアップをはかっていく。	4	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・企業内における人権教育の推進
24	部落差別 (同和問題)	1-(1)-19	継続	人権教育保育担当者連絡協議会	・十里まちづくり学習を基盤にした人権教育の意義や取り組み方の共通理解を行う。 ・県外研修を実施する。 ・話題提供による研修会を実施する。 ・校種別研究会（年3回）を実施する。 ・令和7年度の各校園での取組成果や課題及び各校園の人権教育保育の改善点について協議する。	・担当者連絡協議会を行うことで、各校園の取組成果や課題を明確にするとともに、十里まちづくり学習においてその理念と関わらせた各校園の取組の充実を図る。 ・担当者連絡協議会年4回（現地研修含む） ・校種別研究会年3回 ・担当者協議会において十里まちづくりの理念と関わらせた各校園でのめざすべき具体的な力点が明らかになる。	・人権教育保育担当者連絡協議会：3回実施 ・中学校区別研修会：3回実施済 ・年3回の中学校区別研修会とは別に、各校園の担当者等が中学校区内の他の校園の公開授業、保育や職員研修に参加できるよう図り、交流することで、各校園の実践につなげることができた。	・各校園の取組や各校園での人権教育保育担当者のはたらきかけについて共有し、より効果的な取組へと深めていくためにも、引き続き人権教育保育担当者連絡協議会や中学校区別研修会を内容の工夫をしながら情報共有や各校園の取組に関する協議を継続的に行う。	4	学校教育課	第4期栗東市教育振興基本計画	・人権、平和教育の啓発と推進
25	部落差別 (同和問題)	1-(1)-20		栗東市人権教育研究大会	○全体会の開催：人権教育を推進する上で、教職員や地域・保護者などにとって有効かつ関心のある話題を選び、講師を招聘し、講演会を開催することにより参加者の意識向上を図る。 ○分科会の開催：学校園・地域・家庭・企業・行政における人権教育、啓発に関わる取り組みなどについて交流し、各所における効果的な取り組みの拡大を図る。	栗東市民および栗東市へ勤務する者の人権意識の高揚を図り、また、各校園所における取り組みについて交流し、効果的な取り組みの拡大を図る。 ◎目標値 ・分科会参加：20団体450人	○市人権運営委員会 ・8月2日の開催に向けて運営委員会、拡大会運営委員会を実施した。 ○レポート研修会 5月27日（火） 実践レポートの充実を図るため、滋人教事務局より講師を招聘し、事実と実践に基づいたレポートの作成について、昨年度のレポートの実践報告を通じて、学ぶ場となった。 ○栗東市人権教育研究大会 全体会：講師 猪飼 久雄氏 大槻 美保子氏 （社会福祉法人小鳩会 里親支援センターしが） テーマ「社会的養護と里親制度について」 ・分科会参加団体 18団体 ・参加者（計483名） 教職員：442名/保護者：7名 地域等：3名/事業所：9名/行政/22名 分科会では各団体からの報告をもとに、自分自身の取組を振り返り、明日からの実践に生かす視点で討議することができた。	今年度より午前中開催としたことにより、猛暑の影響が少なく、準備・運営側の負担を少なくすることができた。次年度も今年度同様、午前中開催で調整していきたい。 参加者は昨年度よりも増加しており、今後も教職員をはじめ、保護者・事業所・地域へ参加を促していきたい。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画（人権・同和教育推進5カ年計画）  2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・市民参画のつどい、研修会等の設定 ・行政職員・教職員の責務と自覚  ・人権研修の充実
26	部落差別 (同和問題)	1-(1)-21	継続	人権啓発リーダー講座 地区別懇談会コーディネーター研修	○2020年度に実施した住民意識調査の結果からみえた成果と課題をふまえながら、地区別懇談会や各種研修会などの地域で主体的に啓発活動を行えるリーダーを育成する。 ○人権啓発教材「輝く未来(教材編)」を活用してワークショップ形式での地区別懇談会を進めることができるよう、地区別懇談会研修コースを設定する。	じんけんミーティングコーディネーター・協力員・推進員等の主体的な参加を促す。 ◎目標値 ・参加者数：自治会数×3名 ・市民意識調査（2025年）「地区別懇談会が役に立っている」：50%以上	①はじめの一歩コース(4回)115名 ②明日へ一歩コース(4回)223名  ・社会人権教育推進員説明会にて、ミニ人権啓発リーダー講座を実施した。自治会推進員の方に人権の学びの良さを感じてもらうことができた。 ・リーダー講座では、講座に参加しやすいようDVDを視聴するコースや輝く未来を活用した研修コースを設定し、地域からの参加者（39名）も見られた。	・じんけんミーティングでは「輝く未来(教材編)」を回覧する「資料回覧型コース」を選択する自治会が多く見られた。多くの方が学んでいただける内容にしていける必要がある。 ・「輝く未来(教材編)」の内容構成を見直し、資料をもとに市民が人権について学ぶことができる内容にしていく必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第3期栗東市地域福祉計画	・地区別懇談会の取り組み ・人権啓発リーダー講座の開催

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
27	部落差別 (同和問題)	1-(1)-22	継続	啓発資料の作成：「輝く未来」「みんなの同推協」「ひびき」などの発行	○「輝く未来」は、人権・同和教育5カ年計画の内容や人権課題・学びについて市民への周知を図り、地区別懇談会や職場内研修における資料としても活用をはかる。 ○「人権啓発作品集ひびき」は年間1回の発行、「みんなの人推協」は年間2回発行し、 <b>人権尊重推進協議会</b> の取り組みを周知する。	人権を学ぶ大切さや人権問題を自分事としてとらえることで人権尊重の意識高揚を図る。 ◎目標値 ・市民意識調査（2025年）「『輝く未来』、『みんなの同推協』を読んでいますか」：それぞれ60% ・市民意識調査（2025年）「教育・啓発事業は役立っていると思いますか」：「みんなの同推協(広報紙)」「輝く未来（資料編）」「輝く未来（教材編）」それぞれ20%	○「輝く未来(教材編)」じんけんミーティング資料用500部作成 ○栗東市人権尊重推進協議会「みんなの人推協No.77・No.78」No.77 9月発行全戸配布 29,800部作成 No.78 3月発行全戸配布 29,800部作成予定 ・広報紙「みんなの人推協No.77」では、「やさしい日本語」をテーマに特集した。 ○「輝く未来（資料編）」12月1日発行・全戸配布 29,800部作成 ・「情報流通プラットフォーム対処法」及び「多文化共生の社会へ」をテーマに特集し、新しい人権課題を取り上げ、市民の情報発信を通して人権意識のアップデートをねらいに作成した。 ・「『輝く未来』、『みんなの同推協』を読んでいますか」知っているし、読んだことがある36.9% ・「地区別懇談会や講演会・研修会は、人権問題の正しい理解に役立っている。」「そう思う・どちらかといえばそう思う」38.2%	・じんけんミーティングでは「輝く未来（教材編）」を回覧する「資料回覧型コース」を選択する自治会が多く見られた。多くの方が学んでいただける内容にしていく必要がある。 ・「みんなの人推協」の内容構成について、部会員の意見を取り入れながら、協議会の取組紹介に限らず、人権啓発の視点で作成をしていきたい。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
28	部落差別 (同和問題)	1-(1)-23	継続	人権啓発作品募集（市民対象）	○市民対象に人権について考える機会として、児童・生徒の部および一般の部で、詩・作文・ポスター・標語・マンガの5部門で募集する。	家庭・学校・地域・職場などあらゆる場で差別を許さず、人権尊重の風土を作る。 ◎目標値 ・応募作品数：200点（一般の部）	○一般の部：145点 11月1日～12月12日を募集期間とし、市内小中県立学校、市内に在住・在勤の方を対象として作品募集した。1月7日に審査会を実施し、2月21日の「人権を考える市民のつどい」にて表彰予定。また、入選作品をさきから2週間展示予定。	・高等学校やコミセンの取り組みとして取組が定着している部分はあるが、一般市民からの応募が少ない。インターネットからの応募受付もしているが、応募者数につなげない。	3	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
29	部落差別 (同和問題)	1-(1)-24	継続	地域教育推進事業補助事業	○地域住民の親睦を図り、交流を深める事業（じんけん広場ふれあい文化祭）と差別事象の根絶を目指した研修（地区別懇談会、自治会および学区人権福祉部会との合同研修会）を推進する。	・各種の研修を通じて、委員会の参加者の人権意識の高揚を図る。 ・じんけん広場ふれあい文化祭では、さまざまな取組を通じて、人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・ふれあい文化祭参加者数：600人 ・市民意識調査（2025年）：「差別を共になくしたい」80%以上	○治田西人権教育推進委員会総会を開催 6月20日 ・ふれあい文化祭の実施に向けて計画立案 ○推進委員会・部会 3回開催 ○ふれあい文化祭 11月8日（土）開催 発表・展示・模擬店・交流事業 参加者約650名 ・今年度もたくさんの参加をしていただいた。発表などを通して人権について自身を振り返る時間となった。 ・「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」83.7%	・文化祭を通して人権について考え、地域住民どうしのつながりが生まれる内容にするため、今後も工夫していきたい。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課) (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・地区別懇談会（顔の見えるつながりを結ぶ地区別懇談会）の効果的な推進と内容の工夫 ・市民参画のつどい、研修会等の設定
							2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針				・地区別懇談会の推進 ・地区別懇談会への参加	

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
30	部落差別 (同和問題)	1-(1)-25	継続	中学校区人権教育地域 ネット協議会事業および 学区運営委員会	○全体協議会の開催 学校・園・家庭・地域・行政の連携を図る上 での地域課題や人権教育推進のあり方の協議、 小学校区ごとの取り組みの交流など、中学校区 における連携を図る。 ○合同研修会、部落差別問題学習交流会などの 実施 保護者・地域住民とともに学ぶ場を設定し、 人権意識の高揚を図る。 ○学区別運営委員会の実施 小学校区における課題を踏まえ、研修会の開 催や各所属の情報交換など人権教育推進の連携 を図る。	人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指し、 学校・園、家庭、地域社会が連携し、人権教育を推 進する。 ◎目標値 ・3中学校区における合同研修会・交流会：各1回 ・小学校区における連携事業：各1回	○中学校区人権教育地域ネット協議会 ・中学校区合同研修会 栗東中学校区 講演会：11月10日→動画配信 講師：齊藤智孝さん（参加者：集計中） 演題：「命の学習」～子どもたちが自分の心や身体を守 るために、大人ができること～ 葉山中学校区 講演会:11月7日 講師：藤森 泰志さん 田邊 九二彦さん（参加者：集計中） 演題：「なんで差別が見えんのや！」 栗東西中学校区 講演会：11月11日 講師：北出 新司さん（参加者：集計中） 演題：「いのちをつないで」 ○小学校区別運営委員会事業 10～12月 ・各小学校区ごとに人権研修会を実施	・小学校区および中学校区で実施する研修会に ついて、近い時期に2回研修会があることで、 参加者が分散してしまう傾向がある。 ・年度内に次年度の計画を立て、スムーズに運 営できるようにしていきたい。 ・土曜日や夜の開催について、参加が難しい状 況が見られている。人権ネットが大切にしてい る学校・園・家庭・地域・行政の連携のもの、 どのような開催方法が求められているのか、検 討していくことが必要である。	3	人権擁護課・(学校教 育課・幼児課)	第3期栗東市地域福祉計画	・中学校区人権教育地域ネット協 議会・学区運営委員会での研修会 の実施
31	部落差別 (同和問題))	1-(1)-26	継続	人権図書の収集と貸出 し	○人権関係図書は、分類された指定の書架に固 定しておくのではなく、展示コーナーを工夫 し、人権週間など適宜人権に関わる図書を展示 する。 ○ひだまりの家「ゆめのくに」へ情報提供を行 ない、読み聞かせ推進のための連携を実施しま す。	部落差別（同和問題）を中心にしながらさまざ まな人権を扱う図書を収集・貸出し、人権意識 を高め、人権感覚を磨く。	・人権に関する図書の収集 ・ひだまりの家へ新刊情報を毎週提供 ・同和問題啓発強調月間展示（8/29～9/30） ・人権週間展示11/29～12/26	・人権問題に興味を持ってもらえるよう、担当 課と連携して展示内容を工夫することで、図書 展示等による利用の促進を図る。	3	図書館	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用 ・ひだまりの家を拠点にした教育 の充実および近隣地域との交流の 促進
32	部落差別 (同和問題)	1-(1)-27	継続	人権啓発スローガンの 募集（企業対象）	○人権が尊重された働きやすい職場環境づくり をめざして、市内企業の従業員に募集を呼びか けている。	一定の定着をみせていることから、今後も継続 して取り組み、人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・応募者数：300人 ・応募作品数：300作品	募集期間（7/1～10/15） ・応募企業数：21社 ・応募作品数：244人、348作品	スローガンコンテストが人権について考える1 つの機会となるよう、企業に対して丁寧な働き かけを行っていく。	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
33	部落差別 (同和問題)	1-(1)-28	継続	啓発広報紙の発行	○人権啓発広報紙の発行。 配付先：事業所内公正採用選考・人権啓発担当 者設置企業および市民。	9月、3月発行 ◎目標値 ・人権啓発広報紙の発行：9月2,700部、 3月2,700部	9月発行、3月発行 ・人権啓発広報紙の発行：9月2,600部 3月2,600部	データーでの送信を希望される企業には積極的 に対応していくことで、ペーパーレス化を図 る。	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教 育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
34	部落差別 (同和問題)	1-(1)-29	新規	十里まちづくり事業の啓発	○十里まちづくり事業を広く啓発し、人権尊重のまちづくりのモデルケースとなるよう、現地研修の受け入れなどに努め、あらゆる差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	ひだまりの家に来館し、十里まちづくり事業への取組や地域の人達の思いや願いに触れ、人権意識向上を目的とした現地研修会の受入依頼には積極的に対応するとともに、研修依頼にあった研修内容を実施する。 ◎目標値 ・研修受入：市内全ての小学校9校	研修受入：小学校6校（その他団体2団体）	十里まちづくり事業の取組とそれに関わった地域の方々の思いを、研修に参加された方に伝えるだけにとどまらず、研修受け入れ段階から研修の意義やどういった研修にしたいのかを話す中で伝え、より有意義な研修にしていく。	3	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画 第3期栗東市教育振興基本計画	・十里まちづくり事業の啓発
35	部落差別 (同和問題)	1-(1)-30	新規	多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行う。	あらゆる差別の解消もけて、多様な価値観が社会で認められる。  ◎目標値 ・人権啓発リーダー講座・じんけんセミナー・人権文化事業・市民のつどいの参加者：合計900人	・人権啓発リーダー講座（テーマ：性の多様性、ハンセン病、部落差別問題、インターネットと人権）、人権文化事業（生き方）、市民のつどい（子ども・性の多様性） 参加者：リーダー講座338人 人権文化事業380人 市民のつどい 2/21実施	テーマ設定や講師の選定については、より多くの方にご参加いただけるよう、社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、市民の人権啓発の担い手である関係団体とも協議・連携しながら、設定していく必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な価値観を尊重する意識の醸成
							人権啓発リーダー講座について、部落差別問題、ハンセン病問題、性的マイノリティの人権、インターネットと人権等の多様なテーマ設定を行い、身近な社会に存在する人権課題に向き合うことで、自身の人権感覚をアップデートし人権のリーダー育成に努める。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な価値観を尊重する意識の醸成	
36	部落差別 (同和問題)	1-(2)-1	継続	顔の見えるつながりを結ぶ地区別懇談会	○社会人権教育推進員が中心となり地域における人権課題の解決に向けて効果的な地区別懇談会を実施する。	市内全自治会で地区別懇談会を開催することにより、地域における人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・全自治会での実施 ・住民意識調査（2025年）「地区別懇談会に積極的に参加したい」：25%以上	○社会人権教育推進員説明会（全10回実施） ・社会人権教育推進員については105名の参加が得られ、今年度のじんけんミーティングを中心とした活動について説明することができた。また、身近な人権に関するミニ研修も開催し。人権問題への意識を高めることができた。	自治会でコース選択ができるが、資料閲覧型が多く、人権についての学びの深まり等は把握が難しい。互いの人権が尊重されたまちの実現をめざし、自治会で自主的に学びを進めてもらえるように今後も支援していくことが必要である。	3	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・地区別懇談会の効果的な推進と内容の工夫
							2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	地区別懇談会の推進				
37	部落差別 (同和問題)	1-(2)-2	継続	人間を考える市民のつどい	○人権は、私たち一人ひとりが自分に関わる問題であることを認識し、心の通い合った住みよいまちづくりを実現することを目的とする。	市民のつどいを通じて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・参加人数：300人 ・20代～40代の参加率：50%	○2月21日（土）の実施に向けて、人権3団体で協議し、実施内容等について検討した。 ・「さきさらに集まって、今年度1年間の栗東市民の学びを確認し、差別のない明日への「一歩」をみんなでふみ出そう！」をテーマに設定。第1部では、人権啓発作品の表彰、作文の朗読、中学生の人権学習の報告を実施。第2部では講演会を予定。 ・講師：前田 良さん 講演：「パパは女子高生だった」	・今後も「栗東市民が1年間のそれぞれの人権についての学びを確認し合う場」を目的に実施していく。じんけんミーティングやリーダー講座など各種研修会において「市民のつどい」を紹介し、参加を促していきたい。 ・子どもも参加しやすいように、講師や講演内容も検討していきたい。	3	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・市民参画のつどい、研修会等の設定

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
38	部落差別 (同和問題)	1-(2)-3	継続	人権教育巡回講座	○各コミュニティセンターや小学校を会場に各地域振興協議会、人権教育地域ネット協議会などの協力を得て、市民を対象に巡回講座を開催する。	あらゆる人権問題の解決とあらゆる差別の解消に向けて、市民の人権に対する意識を高めるとともに主体的に取り組める人材の育成を図る。 ◎目標値 ・巡回講座の開催：各学区年1回	<p>【治田西学区】 6月18日(水) 治田西小学校、体育館・多目的室 内容 車いすバスケットボールの体験と講演 講師 車いすバスケットボールチーム「LAKE SHIGA」 参加 143名</p> <p>【治田東学区】 11月16日(日) コミセン治田東 内容 人権コンサート 講師 yokkoさん(手話シガーソングライター) 参加 約500名</p> <p>【大宝東学区】 11月16日(日) ウイングプラザボケットパーク 内容 人権おはなし広場、にこにこバトル 参加 約500名</p> <p>【葉山学区】 11月25日(火) 葉山幼稚園 遊戯室 内容 人権講演「言葉の力でみんな笑顔!」 講師 安岡寛さん(淡海 言の葉 教育研究所) 参加 69名</p> <p>【治田学区】 11月29日(土) コミセン治田 大会議室 内容 人権講演「なかよし作業所で仲間とともに働く意味とは」 講師 田中和哉さん(ももか保育園長) 参加 76名</p> <p>【大宝学区】 11月30日(日) 栗東駅前広場 内容 星空コンサート 講師 yokkoさん(手話シガーソングライター) 参加 約500名</p> <p>【金勝学区】 12月5日(金) コミセン金勝 大ホール 内容 人権講話「言葉の力で『三方よし』」 講師 安岡寛さん(淡海 言の葉 教育研究所) 参加 64名</p> <p>【大宝西学区】 12月13日(土) ひだまりの家 内容 「十里まちづくり授業を受けて &amp; 意見交流会」 参加40名</p> <p>【葉山東学区】 1月28日(水) 葉山東小学校 体育館 内容 人権講話「子どものやる気を引き出す言葉の力」 講師 安岡寛さん(淡海 言の葉 教育研究所) 参加 名</p> <p>保・幼・小学校の職員や保護者、地域住民の多くのみなさんが参加し、体験活動、コンサート、人権講話をとおして人権感覚を磨き、人権意識の向上につながった。</p>	各学区の状況に合わせ、研修会を実施することができ、多くの参加があった。体験活動、人権講話、人権コンサート、意見交流会など、さまざまな方法で研修会を計画、実施し、人権意識の向上につながった。研修をとおして、差別の現実に深く学び、差別の解消に向けて行動するきっかけとなった。今後も、内容を検討しながら、多くの市民が学ぶ機会とするため、巡回講座を継続して実施していく。	4	生涯学習課	第3期栗東市地域福祉計画	人権教育巡回講座事業

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
39	部落差別 (同和問題)	1-(2)-4	継続	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会への参画事業	○人権文化の構築と差別撤廃・人権政策確立に向けて、滋賀県実行委員会をはじめ県内外の組織と連携と連帯を深め、「部落解放基本法（案）」に盛り込まれた「人権侵害救済法」の早期制定の実現をめざし、部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の一員として、加盟団体とともに事業展開を推進する。	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会が主催する事業へ参画し、加盟団体との連携を深め、差別撤廃に向けて広域的に取り組む。 目標値 ・総会・連続講座・学習会など主催事業への参加 ・基本法ニュースの発行・配布 ・実行委員会が参加を呼びかける諸集会への参加	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員の加盟団体として、各種研修会・講座への参加、啓発紙発行（企画）に取り組んでいる。 ・定期総会（5/17）：33名 ・幹事級研修会（10/9）：5名 ・交流研修会（11/6・7）：1名） ・基本法ニュース発行：31,500部。 各戸配布実施（市広報12月号に挟み込み） ・実務者研修（2/19）：2名参加予定	部落差別の解消は、近隣市・関係団体において取り組むべき共通の課題であることから、情報共有・交換を綿密に行い、広域的に効率・効果的な啓発や活動を展開して行く必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画  2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・行政職員・教職員の責務と自覚  ・人権・部落差別（同和問題）研修の充実
40	部落差別 (同和問題)	1-(2)-5	継続	企業内人権研修会の開催	○あらゆる差別を許さない職場環境づくりをめざして、研修会を実施する。（方法：講演会・現地研修会、対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）	◎目標値 ・研修会の開催：年6回	4/22「新任 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」研修会 参加企業数：10社 参加者数：11人 4/22「新規採用者」研修会 参加企業数：5社 参加者数：38人 5/20「人材不足対策セミナー ～人材不足は人権問題に～」 参加企業数：45社 参加者数：45人 10/14「職場における様々なハラスメントと人権 ～他者との境界線は・・・～」 参加企業数：33社 参加者数：35人 12/2「相手のやる気を引き出す言葉の力」 参加企業数：25社 参加者数：25人 2/20「職場のメンタルヘルス対策」予定	参加される企業が限られていることから、より有意義な研修会となるように、テーマや講師を工夫していく。	4	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・企業内における人権教育の推進
41	部落差別 (同和問題)	1-(2)-6	継続	企業内人権啓発推進企業訪問	○「人権問題に取り組むことが、いかに企業活動にとってプラスになるのか」に重点を置いて企業訪問を継続する。 (実施時期：7月・2月を重点に年間を通じて実施、対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業)	◎目標値 ・企業訪問の実施：年2回 →事務事業の見直しにより、令和5年度より変更 企業訪問の実施：年1回	訪問企業数：年1回 120社	人権啓発の取り組みが低迷されている企業には、企業啓発指導員が訪問することで根気強く啓発を行っていく。	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・企業内における人権教育の推進

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
42	部落差別 (同和問題)	1-(2)-7	継続	事前登録型本人通知制度	○事前登録型本人通知制度について、広報、窓口、地区別懇談会等、機会を通して市民への周知・啓発を実施する。 ○事前登録された対象者の証明書が発行された際、制度に基づき、本人通知を適正に実施する。	事前登録本人通知制度について市民へ周知を図り、登録者の増加につなげるとともに、制度の適正な執行により、住民票・戸籍などの不正請求や不正取得を抑制し、個人の人権侵害の防止を推進する。 ◎目標値 ・事前登録者：前年度比増	R6年度登録者 170人（死亡による消除6人） R6年度末 有効登録者数 943人（21.0%増） 本人通知数 87件  R7年度11月末現在 986人（4.6%増） 本人通知数 43件  R8年3月末見込み 有効登録者 1,010人 本人通知数 63件	引き続き、あらゆる機会を通して周知・啓発を実施し、制度に基づき適正に実施していく。	4	総合窓口課		
43	部落差別 (同和問題)	1-(3)-1	継続	ひだまりの家（相談事業）	地域の実情に応じ、生活上の相談、部落差別をはじめとする人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業 ○各種相談（就労・生活・教育・健康など）への迅速かつ的確な対応と個人情報保護の徹底 ○各分野における訪宅活動とケース会議による情報共有 ○関係機関との協働連携（支援方策検討会議や連絡調整会議の開催） ○職員資質の向上と迅速な情報提供	地域住民の生活支援と自立促進に向けて、地域と信頼関係を結び、自立支援に向けた身近な相談窓口をめざします。このため、専門的能力の向上のため相談業務のスキルアップにつながる研修会に参加する。 ◎目標値 ・隣保事業士資格認定講習の受講：1名 ・相談業務研修への職員派遣：5回	・隣保事業士資格認定講習の受講：1名（ひだまりの家の資格保有者3名） ・相談業務研修への職員派遣 相談担当者実践研修参加回数：4回	・相談ニーズ多様化、複雑化への対応や、相談につながりにくい層へのアウトリーチと関係機関との連携強化 ・相談員の専門性・対応力のスキルアップ ・地域住民との信頼関係の構築	3	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援
44	部落差別 (同和問題)	1-(3)-2	継続	ひだまりの家（福祉事業）	地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業 ○隣保館デイサービス事業 日常訓練、レクリエーションなどを行うことで自立助長と生きがいを高め、健康維持と介護予防を図る（地域内利用・市内全域利用の促進） ○利用者交流と人権啓発 ○老人福祉センター機能の利用促進 ○生きがいと健康づくりを通じて利用者相互の交流と地域交流の促進など	居場所づくりから、生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題を解決する取組を実施するにあたり、隣保館デイサービス事業をきっかけに、ひだまりの家の利用促進を図る。 ◎目標値 ・隣保館デイサービス延べ利用者数：5,000人	・隣保館デイサービス利用者数：延べ利用者1,817人（うち地域利用者数429人）	・利用者の固定化と新規利用者の確保 ・利用者の孤立防止と交流機会の充実 ・個別ニーズへの対応とプログラムの充実 ・隣保館デイサービス事業のPR不足	3	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・隣保館デイサービスの推進
45	部落差別 (同和問題)	1-(3)-3	継続	ひだまりの家（教育事業）	地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育を行う事業 ○就学前および小中学生への教育事業の展開と保護者への啓発 ○解放学習および進路学習を柱とする自主活動学級の推進 ○地域の保護者及び青年層の自立に向けたそれぞれの組織の育成	子どもたちが自己を実現する力をつけることをめざして、学校・園・ひだまりの家・関係課が連携し、自主活動学級を通じて、差別をなくし自立して生きる人間を、保護者とともに育成する。 ◎目標値 ・就学前自主活動学級開催数：10回 ・小学生自主活動学級開催数：45回 ・中学生自主活動学級開催数：45回	・就学前自主活動学級開催数：7回 ・小学生自主活動学級開催数：32回 ・中学生自主活動学級開催数：35回	・参加者の固定化 ・参加者の自主性の確保と運営面での支援とのバランス ・学校や地域保護者の理解と連携・協力	3	ひだまりの家	第3期栗東市教育振興基本計画	・地区内コミュニティ醸成への支援

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
46	部落差別 (同和問題)	1-(3)-4	継続	ひだまりの家（地域交流事業）	地域の実情に応じ、教養・文化活動を通して地域住民等の交流を図る事業 ○各種講座の実施と自主活動サークルの育成 ○実行委員会形式による「大宝西ふれあい解放文化祭」の開催 ○施設利用の促進（図書コーナー「ゆめのくに」の利用促進、コミュニティホールの利用開放）	人と人、人と地域が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる、人権を尊重し合うコミュニティづくりをめざす。そのため、ひだまりの家を子どもから高齢者まで様々な人達が気楽に集える「居場所」をめざす。 ◎目標値 ・図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数：10,000冊 ・各種講座の実施講座開催数：120回	・図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数：8,459冊 ・各種講座の実施講座開催数：68回	・地域ニーズの把握と利用者への周知・啓発 ・文化祭の来場者の固定化と新規利用者の確保 ・「図書コーナー」（ゆめのくに）他施設の知名度の低さ	2	ひだまりの家	栗東市子ども読書活動推進計画	・区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援
47	部落差別 (同和問題)	1-(3)-5	新規	ひだまりの家（人権啓発事業）	地域住民等に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業 ○人権意識向上を目的とした現地研修の受け入れ ○広報誌配布や館内掲示をとおして、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権啓発 ○「大宝西ふれあい解放文化祭」による市民啓発 ○各種団体における人権啓発活動（研修）への支援	来館者をはじめ、各種の事業等を通して多くの人に啓発することで、差別意識の解消及び人権尊重の意識向上を図る。特に、大宝西ふれあい解放文化祭は、市民と行政、教育及び関係機関の連携のもと、あらゆる差別の解消と人権意識の高揚をはかるとともに、市全域への啓発をめざす。 ◎目標値 ・ひだまりの家来館者数：40,000人	・ひだまりの家来館者数：24,845人	・現地研修受け入れの職員のスキル向上 ・来場者の固定化や立地条件等 ・文化祭を通じた啓発手法の見直し	2	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画	・区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援
48	部落差別 (同和問題)	1-(3)-6	新規	ひだまりの家運営審議会の開催	ひだまりの家に関する重要事項を調査審議するための審議会を開催する。 ○ひだまりの家運営審議会 ・委員10人以内をもって組織 ・年間2回開催 ・運営方針・事業計画・各事業の実施計画 施設利用実績・事業結果を審議	ひだまりの家の運営方針や事業計画などセンターに関する重要事項を調査審議するための審議会を開催する ◎目標値 ・ひだまりの家運営審議会の開催：2回	ひだまりの家運営審議会の開催：1回	・事業結果報告にとどまらず、事業内容や課題について実質的な協議の場とし、委員に事業の目的や役割について共通理解を深める必要があります。	4	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画	・区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援
49	部落差別 (同和問題)	1-(3)-7	継続	準隣保館会議	○関係校園・課で、地域の教育課題・対象児童生徒の支援・実態の把握と課題解決に向けて取り組む。 ○関係機関連携のもと、地域における課題を分析し、解決につなげる。	それぞれの立場から対象地域の幼児児童生徒保護者に必要な支援をする。 教育・就労に関わる地域課題を明らかにし、必要な支援・方策を実施する。 ◎目標値 ・準隣保館会議開催回数：年12回	・10回開催 ・子どもにつけたい力を明確にし、支援の方策について検討することができた。今年度は実際に園に伺い、人権保育について研修することができた。	・つけたい力を毎年検討し、子どもの実態に合わせ具体的な姿を検討していく必要がある。 ・関係各課がそれぞれの立場から子どもの姿を想像し、できる支援を検討することが必要である。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第3期栗東市地域福祉計画	・区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援
50	部落差別 (同和問題)	1-(3)-8	継続	部落差別解消教育担当者会	○教育実態調査に基づき、関係校園・課で地域の就学前幼児・児童・生徒にかかわる支援や教育課題・実態の把握と課題解決に向けた取り組みを話し合う。	地域の子どもが自己実現を図るために、子どもと保護者の解放の力と進路意識を高める。 ◎目標値 ・部落差別解消教育担当者会の開催：年20回	・17回実施 ・関係校園・課・ひだまりの家で地域の就学前幼児・児童・生徒およびその保護者の状況を連携し、各担当における役割分担について協議することができた。	・家庭内の背景をとらえ、部落解放を土台とした実践的な支援へとつなげていく必要がある。	4	ひだまりの家	第3期栗東市地域福祉計画	・教育実態調査の実施と調査結果にもとづく取組の強化

栗東市人権擁護計画実施計画 部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権擁護課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
51	部落差別 (同和問題)	1-(4)-1	継続	えせ同和行為に関する 情報提供事業	○えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供を、職員に周知し、正しい認識と適切な対応をされるよう啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除に向けた取組みを推進する。	・えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供を職員に周知し、正しい認識と適切な対応をされるよう啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除に向けた取組みを推進する。	・えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供は無かったが、びわこ南部地域実行委員会事務局を務める関係で会議に出席し、排除に向けた取組みを推進するため、関係団体との連携を図った。	商工観光労政課所管の企業訪問において「えせ同和行為」についての確認が行われているので、商工観光労政課と連携して、市内での「えせ同和行為」の発生状況等について把握していく必要がある。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
52	部落差別 (同和問題)	1-(4)-2	継続	就職困難者への就労支援	○栗東市就労支援計画に定める「働く意欲がありながら就労が困難」な就職困難者に対し、適切な就労支援活動を行う。	「就労」は市民一人ひとりの経済的自立の重要な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどにも大きく関わることから、個別課題の整理と関係機関との更なる連携により就労支援に取り組む。 ◎目標値 情報交換会の開催：年12回	相談者数 115人 就労者数 32人 情報交換会（就労相談連絡会議年9回、就労支援事業推進会議年2回、就労対策にかかる情報交換会年1回）	相談内容が多様化・複雑化していることから、就労阻害要因の解消に向けて関係機関と連携して支援を行う。	4	商工観光労政課	第四次栗東市就労支援計画	
53	部落差別 (同和問題)	1-(5)-1	新規	住民意識調査・教育実 態調査	○5年ごとに市内の満20歳以上の住民3,000人を対象に無作為抽出し、人権問題についての調査を行う。 ○5年ごとに被差別地域における学力・生活等の実態や教育に関する住民の意識（考え・願い等）を把握するための調査を行う。	●市民意識調査 ・人権に関する住民意識の現状を把握し、市が実施してきた人権啓発活動の効果と課題を明らかにし、今後の人権への取り組みに活用していくための基礎資料とする。なり、調査結果を踏まえ、輝く未来計画及び人権擁護計画策定を行う。 次回調査：2025(令和7)年実施 ●教育実態調査 ・住民の意識（考え・願い等）を把握し、前回調査結果との比較により、教育に関する課題等を明らかにし今後の教育活動、啓発活動の施策を推進するための資料とする。 次回調査：2024（令和6）年実施	調査期間：2025(令和7)年9月 調査対象：住民基本台帳より無作為抽出した市内在住18歳以上の市民3,000名 回収結果：1,429名が回答（回収率：47.6%） ※前回(2020年度)回収率：44.7% インターネットを使用した回答方法を用意したことで、回収率が向上した。	差別のない住みよいまちにするためには、人権意識を高め、一人ひとりが「自分ごと」として考え・行動し、日常生活に生かすことが大切である。 今回の調査結果を受け、今後も差別解消に向けた啓発紙の発行や各種研修会など、学びの場を提供し、人権啓発・教育を推進する。また、人権擁護計画策定に向けた基礎資料とする。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第4期栗東市教育振興基本計画	・住民啓発の充実

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

の網掛については重点項目になります。

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数	1：全くできなかった	2：目標には及ばなかった	3：目標近く達成できた
	4：目標どおり達成できた	5：目標を超えて達成できた	

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
54	女性	2-(1)-1	継続	男女共同参画社会推進事業(各種審議会などへの女性(委員)の参画)	○各種審議会や委員会などへの女性の参画促進についての働きかけなど啓発を行う。 ○女性活動団体への支援を行う。	市内の各種審議会や委員会の女性参画を促進するため啓発を行う。 ◎目標値 ・審議会等における女性委員の割合(令和6年):40.0%(女性委員数/全委員数) ・市職員への掲示板による働きかけ:年1回更新	○附属機関等の女性委員の割合35.4% ○12月中に庁内掲示板で職員あて啓発を実施予定	意思決定の場への女性の参画者数を増やすため、啓発や情報発信など積極的に働きかけを行う。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・各種審議会や委員会等への女性の参画推進 ・事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援
55	女性	2-(1)-2	継続	「栗東市ひとが輝くパートナープラン」の推進	○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会を開催し、「栗東市ひとが輝くパートナープラン」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	男女共同参画社会づくり推進協議会を開催する。 ◎目標値 ・栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会の開催:年2回	○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会開催(年4回) 第1回開催(5/29) 第2回開催(7/18) 第3回開催(10/20) 第4回開催(2/16)	男女共同参画プラン第7版策定に向けて、具体的な取り組み内容について議論展開を行い、効果的に事業が進むよう検証を踏まえて審議を重ねていく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	
56	女性	2-(1)-3	継続	男女共同参画社会推進事業(固定的性別役割分担意識)	○男女共同参画社会の実現に向けた課題について、きらめきRitto実行委員会、市内の女性団体や地振協、各種団体との連携、協働により啓発やセミナーの開催を行う。	きらめきRitto実行委員会を開催し、啓発やセミナーの開催を行う。 ◎目標値 ・市民アンケート(令和6年)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合:70.0% ・きらめきRitto実行委員会中心のセミナー開催:年1回 ・市民への啓発週間の周知:年1回「男女共同参画週間(6月)」	○市民アンケート(令和6年)「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に反対派の市民意識の割合59.9% ○「男女共同参画週間啓発(6/23-6/29)」(広報6月号本文、HP、フェイスブック) ○きらめきRitto実行委員会事業 市内高校生を対象にデートDVの被害防止や相談窓口周知の啓発品を配布 DV相談窓口周知、男性育休推進の啓発品を関連課及び市施設等に配布	男女共同参画社会の実現に向けて、固定的性別役割分担にとらわれない適切な情報発信を継続することで、市民の意識と実践が広く根付くよう推進する必要がある。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
57	女性	2-(1)-4	継続	男女共同参画社会推進事業	○県や市の商工労政部署等と連携し、市民・事業所を対象にワーク・ライフバランスの大切さについて啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスの大切さについて啓発を行う ◎目標値 ・市内事業所への啓発:年2回 ・市民への強化月間の周知:年1回「(仕事と生活の調和推進月間(11月))」	○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、LINE、FB、デジタルサイネージ) ○チラシ「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう!」を市内事業所へ配布予定(2月)	仕事や生活のバランスがとれ、誰もが多様な働き方ができるよう市民・事業所にあわせた啓発や働きかけを行う。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

の網掛については重点項目になります。

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
58	女性	2-(1)-5	新規	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図る。	広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他啓発資料の作成の際、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現等の点検を徹底することで、適切な表現の使用促進につなげる。 ◎目標値 ・年12回以上(毎月)確認	毎月、広報紙やホームページ等の記事の掲載時に表現等についてチェックし、適切な表現での情報提供に努めた。	無意識の思い込みや決めつけ、偏った表現がないかどうか、引き続き確認を行いながら、中立性・公平性を確保した表現に努める。	4	シティプロモーション推進課(旧：広報課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
						アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検し、適切な表現の使用を促進する。 ◎目標値 ・表現チェックシートの周知：年1回更新	○6月号広報にて「誰でも、どこでも、自分らしく」として男女共同参画について掲載。 ○8月に男女共同参画の視点から考える表現チェックシートを職員に案内	周知啓発を継続していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
						アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検し、適切な表現の使用を促進する。 ◎目標値 ・事業所あてに啓発チラシを配布：年1回	○チラシ「男女共同参画に関するアンケート調査結果(事業所)概要」を市内事業所へ配布(7月)	アンコンシャス・バイアスに基づく適切な表現について職場研修等活用できるよう周知啓発を継続する。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
						経験年数や本人のスキルに応じて階層別に開催し、職員としての人権に対する認識を深め、資質および実践力の向上を養う。 ◎目標値 ・各階層別研修の実施：年1回	応用研修において、無意識の偏見や先入観を払拭するため、LGBTQに関する研修を実施予定	行政職員として周知・啓発する立場であることから、経験年数やスキルに応じた研修を継続して実施していく必要がある。	3	人事課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
59	女性	2-(2)-1	新規	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や広報による啓発に取り組む。	ライフステージに応じた男女共同参画に関する情報提供等を行う。 ◎目標値 ・女性活躍支援に関するセミナーを開催：年2回	○女性活躍支援事業実施 ・女性活躍セミナー(9/24開催) テーマ：子育て世代の防災セミナー ・女性活躍セミナー(2/20) 予定 テーマ：日本の子育て・海外の子育て ○女性活躍推進事業実施 ・女性活躍推進セミナー(10/31開催) テーマ：女性向けやさしい創業セミナー	女性活躍・支援に関する学習機会が提供できるよう、市民の関心があるニーズの把握に努め、引き続き誰もが活躍できる環境づくりに取り組む。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
					○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進する。 ○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図る。	講演会事業(人権文化事業)の開催やHP、SNS等の活用により、男女共同参画やさまざまな人権問題に関する学びの場を提供する。	誰もが参加しやすい事業となるよう、下記事業を実施し、学習機会の提供を行った。 ○人権文化事業(12/20) 参加者：380名 講師：山口達也氏 演題：人生をあきらめない	講演会・啓発紙のテーマ設定については社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、設定していく必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
					○各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催する。	じんけんミーティングのテーマとして男女共同参画について取り上げるとともに、じんけんセミナー栗東等の講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」：肯定的回答40%	・じんけんミーティングでは、「アンコンシャスバイアス」や「マイクロアグレッション」を題材に、思い込みや偏見が相手を傷つけたり、差別につながったりすることを学び、日常から互いに理解しあい、人権を尊重することを大切にしていこうとする姿が見られた。 ・人権啓発リーダー講座では、無意識の中に潜む性別による役割について考えるきっかけ作りをした。差別は見ようとしなければ見えないことについて学ぶことができた。 「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」36.2%	人権尊重のまちづくりに向けて、自身の性別について悩まれている当事者の話を聞く機会を作る。公平と平等の視点から、社会進出を阻む構造、性的指向による差別やDVなどの暴力による支配があることなどについて、啓発と教育を進めていく。市民が豊かに学ぶ機会を保障するため、様々な機会を捉えて学びが選べる場を設定するとともに周知を図る。	3	人権擁護課 (旧：人権教育課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進 ・地域における意識づくりの充実
60	女性	2-(2)-2	新規	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催する。	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施する(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)。	男女の区別なく参加できる講座を開催し、交流を深められた。 ・はつらつ教養大学：45回(5月.7月.9月.11月.2月) ・子育て講座：15回(6月.8月.10月.12月) ・まちづくり講座：4回(6月.7月.10月.12月) ・平和学習：2回(8月) ・環境講座：3回(5月.7月)	より多く参加していただけるよう広く周知して、内容や設定の工夫をしていく。	4	生涯学習課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進 ・地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成
					○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。	男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発や学習の機会を提供する。 ◎目標値 ・市内事業所への啓発：年2回 ・市民への強化月間の周知：年1回「(仕事と生活の調和推進月間(11月))」	○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、LINE、FB、デジタルサイネージ) ○職員対象にワーク・ライフ・バランスについて集合研修実施予定(1/23) ○チラシ「男女共同参画に関するアンケート調査結果(事業所)概要」を市内事業所へ配布(7月) ○チラシ「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう！」を市内事業所へ配布予定(2月) ○情報誌・リーフレット等を設置	意識の醸成に向け、市内事業所やさまざまな学習機会を通じて周知啓発を継続していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

の網掛については重点項目になります。

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
60	女性	2-(2)-2	新規	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。	男女共同参画がすべての人にとって価値のあるものであることを実感する。地区別懇談会、講演会等、学ぶ機会について誰もが参加しやすい開催とする。 ◎目標値 ・地区別懇談会参加者数および主催3講演会参加者：合計2,500人	・人権啓発リーダー講座において性の多様性をテーマとした講座については、64名の参加があった。【人権啓発リーダー講座…全10回開催、参加者338名 特別コース[人権文化事業380名]】 じんけんミーティング懇談会型 120名 合計838名(12月現在)	性の多様性をテーマとした講座を企画し、様々な人権問題について学習する中で、自らの当たり前を問い直し、多様な生き方についての学習機会の提供を行っていく。今後も、性の多様性についての講座を開催し、学ぶ機会を保障し、市民の人権意識の高揚に努める。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発
						男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施する(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)。事業の実施については誰もが参加しやすい日時等の工夫を行う。	男女の区別なく参加できる講座を開催し、交流を深められた。 ・はつらつ教養大学：45回(5月.7月.9月.11月.2月) ・子育て講座：15回(6月.8月.10月.12月) ・まちづくり講座：4回(6月.7月.10月.12月) ・平和学習：2回(8月) ・環境講座：3回(5月.7月)	より多く参加していただけるよう広く周知し、内容や設定の工夫をしていく。	4	生涯学習課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発
61	女性	2-(2)-3	新規	家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施する。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行う。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図る。	窓口や圏域包括支援センターにおいて的確に相談に応じ、必要な支援につなげられるよう情報共有を図る。	随時相談を受け、個別に応じた支援を図りました。	引き続き、相談窓口の周知を図り、必要な支援につなげられるように努めます。	4	長寿福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
						福祉サービスの利用については、広報等の情報媒体への掲載のほか出前講座や相談支援機関を通じた情報発信に努める。また、相談内容に応じて専門機関につなぐ等、他機関とも連携しながら支援にあたり介護者の負担軽減を図る。	・相談支援件数：7,048件	福祉サービスの利用のみならず、他分野の関係機関とも連携を密にし、介護負担軽減のために必要な情報の提供及び助言が行えるよう、担当職員や委託相談担当者の知識の向上を図る。	4	障がい福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
						部担当者と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、随時、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供する。	担当部署から依頼があった記事を掲載する際には、わかりやすい表現となるよう、毎月記載方法等について協議・検討を行い、情報提供した。	必要の人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を活用しながら、引き続きわかりやすい情報発信に努める。	4	シティプロモーション推進課 (旧：広報課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
62	女性	2-(2)-4	新規	(固定的な性別役割分担意識から生じる)困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人々に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぐ。	母子健康手帳交付時や、乳幼児健康診査時に、保健師、助産師による面談を実施し、切れ目のない相談支援を実施する。 ・母子健康手帳交付者数：約900人 ・乳幼児健康診査受診者数：約4000人(4か月、10か月、1歳6か月児2歳6か月児、3歳6か月児健康診査)	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に、保健師、助産師による全数面談を行い、切れ目のない相談支援を実施し、必要に応じ関係機関と連携を図った。 ・母子健康手帳交付者数：550人(12/15現在)約760人(年度末見込) ・乳幼児健康診査受診者数：2,292人(12/15現在)約3,300人(年度末見込)	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施していくとともに、必要に応じて医療機関や、福祉、児童福祉関係部署、母子父子自立支援、生活支援相談室担当等と連携を図る。	4	こども家庭センター	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
						女性相談員により、相談者に寄り添った対応を行う。(相談全件への対応)	女性相談員による相談窓口を設置し、必要な情報の提供や、関係機関との連携・協力体制の構築に努め、円滑な支援に取り組みました。	離婚問題やDV被害等、相談内容が多様化かつ複合的なものが増えてきたことから、関係機関と連携を図り、様々な相談に対応できるよう職員の資質の向上のための研修に参加する。	4	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
						窓口や圏域包括支援センターにおいて的確に相談に応じていく支援につなげられるよう努めていく。	細やかな配慮による相談に応じられるよう、関係機関と随時情報共有を図りました。	引き続き、相談窓口の周知を図り、必要な支援につなげられるように努めます。	4	長寿福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

の網掛については重点項目になります。

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
						家族介護や生活に困難を抱える方からの相談を受け、必要な情報の提供に努める。	・相談支援件数：7,048件	福祉サービスの利用のみならず、他分野の関係機関とも連携を密にし、困難を抱える人々に対して必要な情報の提供及び助言が行えるよう、担当職員や委託相談担当者の知識の向上を図る。	4	障がい福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
					相談内容に応じた各種福祉制度等の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行う。	相談者に寄り添いながら相談に応じ、課題解決に向けた支援を行った。 ・生活困窮者自立支援相談件数：45件(12月末現在)、60件(年度末見込み) 女性の割合71% 32件(12月末現在)	例年よりも女性の相談割合が高くなっていることから、その要因について分析を行いつつ、関係各課と必要に応じて情報共有や連携を図りながら、課題解決に向けて丁寧な相談支援ができるよう取り組みを図る。	4	社会福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実	
63	女性	2-(2)-5	新規	男女共同参画の視点による防災体制の整備	○「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進する。 ○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進する。 ○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進する。 ○自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進める。 ○多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行う。	多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を講じ、災害対策本部等現場への女性等参画の拡大を図り多様な視点を取り入れる。 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、様々な状況に応じられるよう整備する。 自主防災組織等各種団体への女性の参画を促進するよう施策を講じる。 ◎目標値 ・災害対策本部・各支部の男女比率の均等化 ・避難所について、福祉避難所の確保 ・女性分団、地域の多様な自主防災組織の結成の啓発促進 ・防災行政無線、メール・FAX配信、個別受信機の対応	・災害対策本部・各支部：92人(男性59人、女性33人(割合64対36)) ・福祉避難所：3か所 ・警報時や台風情報等、防災行政無線での音声配信、防災メール・FAXによる配信配信	多様な性のあり方に配慮し、防災・減災対策において社会のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、また、社会情勢の変化に機敏に対応できるよう、情報収集を徹底し、情報発信方法の適時見直し、設備・施設等の整備を行う必要がある。	4	危機管理課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・防災対策における男女共同参画の推進 ・多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備 ・多様性に応じた防災体制の推進
64	女性	2-(3)-1	継続	仕事と生活の調和の推進	○ワークライフバランスを題材とした研修会の開催や企業訪問時にリーフレットを配布するなど、働き方改革につながる啓発を行う。	◎目標値 ・企業訪問時にリーフレット等を配布：年2回	・情報提供企業数：406社(7月) ・情報提供企業数：402社予定(2月)	働き方改革を推進していくための相談窓口を周知することで、継続した啓発を行っていく。	4	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ
65	女性	2-(3)-2	継続	事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○職場における男女格差の解消を目指し、企業の人権啓発担当者等に対して、企業訪問や研修会などを通じて、情報提供や学習機会の場の提供を行う。	事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図る。 ◎目標値 企業訪問時のリーフレット等の配布：年2回	・情報提供企業数：406社(7月) ・情報提供企業数：402社予定(2月)	企業が男女共同参画を推進していくにあたって参考となるような資料について、幅広く情報提供をしていく。	4	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・あらゆる職域における男女共同参画の推進 ・事業者等における男女共同参画の気運の醸成
						企業訪問時等に情報提供や啓発を行う。 ◎目標値 ・市内事業所への啓発：年2回 ・市民への強化月間の周知：年1回「(仕事と生活の調和推進月間(11月))」	○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、LINE、FB、デジタルサイネージ) ○チラシ「男女共同参画に関するアンケート調査結果(事業所)概要」を市内事業所へ配布(7月) ○チラシ「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう！」を市内事業所へ配布予定(2月) ○情報誌・リーフレット等を設置	事業所に対して、継続した啓発を行う。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・あらゆる職域における男女共同参画の推進
66	女性	2-(3)-3	新規	職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図る。	事業所に対し啓発パンフレットの配布などを行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を図る。 ◎目標値 企業訪問時のリーフレット等の配布：年2回	・情報提供企業数：406社(7月) ・情報提供企業数：402社予定(2月)	育児休業における制度改正があったことから、関係法令や支援を周知することで職場における理解を促す。	4	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進

栗東市人権擁護計画実施計画 女性

■自治振興課、人権擁護課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課

の網掛については重点項目になります。

○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識

の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。

○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
67	女性	2-(4)-1	継続	DV防止対策の推進	○ホームページなど様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む	DV相談窓口の周知を図る ◎目標値 ・市民へのDV相談窓口の周知：年1回更新 ・市民への強化週間の周知：年1回「女性に対する暴力をなくす運動(11月)」	○「DV相談+ (プラス)」をホームページにより、相談窓口の案内を啓発(通年) ○「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)」啓発(LINE・ホームページ・フェイスブック・デジタルサイネージ) ○DV相談窓口周知の啓発品配布やパーブルリボンの配布、着用依頼により啓発を行った。 ○若年層の性暴力被害の予防・相談窓口の周知として啓発品を市内高校生に配布	DV防止や性犯罪・性暴力をなくす運動について、国や県の取組に合わせて実施し、あらゆる情報媒体を活用して啓発していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・DV防止策の推進
						窓口やホームページ等による、DV防止対策の啓発を通年行う。	窓口カウンターにパンフレット等を設置し、DV防止に向けた啓発を行った。	ホームページ等様々な媒体を活用しながら、DV防止に向けた啓発や相談窓口の周知を継続的に実施する。	4	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・DV防止策の推進
68	女性	2-(4)-2	継続	母子生活支援施設入所措置事業	○窓口カウンターに、DV相談機関の案内カード等を配置し相談機関の周知を図る。 ○DV相談により、相談者の安全確保や避難等の助言・支援を行う。保護が必要になった母子家庭等の母と子を施設入所措置し心身及び生活基盤を安定させるための相談・助言を進めながら、自立に向けた支援を行う。	女性相談員を配置し、DV被害者に対してDV相談を行う。DVなどにより、施設入所措置が必要になった母子に対して、保護と自立に向けた支援を実施する。 ◎目標値 ・施設入所措置を要する全ての母子に対応	女性相談支援員を配置し、DV相談等に対応した。また、保護が必要になった母子家庭の母と子を施設入所措置し、心身及び生活基盤を安定させるための相談・助言を進めながら、自立に向けた支援を行った。 ・DV相談支援件数 45件(延べ) ・施設保護を必要と認めた件数 1件(100%) ・施設措置件数 2件(内1件は前年度から継続) ・施設からの自立(退所)1件(11月末現在)	・引き続き女性相談支援員を配置し、困難を抱える女性からの相談に対応する。相談内容にDVが含まれる際には慎重に対応し、一時保護が必要な場合は、関係機関と連携し、入所を支援する。 ・措置した施設の支援にまかせきりにすることがないように、関係機関と連携を図り、母子の自立に向けて支援する。	4	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・DV被害者への支援
69	女性	2-(4)-3	継続	セクハラ防止対策の推進	○ホームページやチラシ等、様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む	職場内でのセクハラ防止の周知を図る。 ◎目標値 ・市民へのセクハラ防止の周知を図る：年1回「職場のハラスメント撲滅月間(12月)」	○セクハラ防止に関する内容をHPにて啓発(通年) ○「職場ハラスメント撲滅月間」ホームページ、フェイスブック、LINE、デジタルサイネージにより啓発 ○「若年層の性暴力予防月間(4月)」ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージにより啓発	職場内でのセクハラ防止、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントについて、継続的に啓発していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進
						関係機関等のハラスメント防止啓発チラシの提供により、啓発を行う。	ハラスメントをテーマにした企業内人権研修会を開催したところ、35名の参加があった。	ハラスメントにおける正しい理解がなされるよう、継続して研修を実施していく。	3	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進
70	女性	2-(4)-4	継続	DVやセクハラ防止対策の推進	○庁舎内で関係機関等のセクハラ防止啓発チラシの設置やポスターの掲示により啓発を行うとともに、就労相談において、DVやセクハラ等に関する情報があつた際には、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	DV等に関する情報があつた際には、関係各課や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へつなげる。	実績なし。	相談があつた場合には関係各課や専門機関と適切に連携できるよう、DVやセクハラ等に対する正しい知識を習得していく。	3	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進
71	女性	2-(4)-5	新規	暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示版を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。	DV相談に限らず、人権いろいろ相談の相談者には、問題解消に向けて、適切な関係機関や専門機関につなげる。また、国や県の人権相談窓口の周知を図る。 人権いろいろ相談の実施：年10回開催	・人権いろいろ相談(4月と1月を除く5月~3月)の10回実施：5件 ・人権いろいろ相談の自治会ポスター掲示依頼(4月・9月) ・法務局の相談窓口について、ポスターの掲示等を行い、「女性の人権ホットライン」を「みんなの人権110番」への統合することで市広報、ホームページへ掲載(法務省等の相談窓口リンク)、人権擁護委員の協力により街頭啓発を行い、相談窓口の周知に努めた。	DVなどに関する相談はこれまで寄せられなかったが、寄せられた際には適切に関係機関、専門機関につなげていく必要がある。周知・広報活動は継続して行っていく。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・暴力防止による人権擁護の推進

栗東市人権擁護計画実施計画 子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権擁護課

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
72	子ども	3-(1)-1	継続	要保護児童支援事業	○各関係機関が連携し、情報の共有化を図ること で、それぞれの機関が同一の認識のもとで責 任を持って支援を行う。子育ての不安やストレ ス、親子関係などの諸問題に対し、保護者が安 心感をもてる環境を提供しながら、専門職によ る対応・支援などの児童家庭相談を行う。	○子ども虐待の予防および早期発見 ○県と連携し虐待を受けた子どもの保護および 自立支援を行う。 ○子育て家庭の相談に応じたり、虐待を受けた 子どもが家庭で生活できるよう、必要かつ適切 な指導、支援を行うために、関係機関との連携 につとめる。	虐待予防及び早期発見については、5月と6 月に要保護児童対策地域協議会(要対協)に関 係する65機関に訪問し、早期発見や連携の必 要性を啓発した。 子どもの保護、自立支援については子ども家 庭相談センターと定例で情報共有や役割分担を 行い、必要な保護を実施するだけでなく、それ 以降の支援についても協働した。 関係機関との連携については、要対協の実務 者会議及びケース会議を開催し、日ごろから顔 の見える関係作りや支援方法の共有に努めた。 ・実務者会議 9回(年間12回) ・中央児相定例会 9回(年間12回) ・一時保護 13件 ・ケース会議開催 53回 ・家庭児童相談件数 792件 ・種別を虐待で受理した新規件数 80件	家族・家庭が抱える課題が複雑で重層化してい る。引き続き要対協を中心とした会議の機会を 活用し適切な連携を図る必要があり、関係機関 には日頃からの連携と、早期発見、対応につい ての啓発を行う。また、複雑で重層化する課題 を適切に分析し、必要な機関とつなぎ家庭支援 事業をはじめとする資源を活用できる人材を育 成する。	4	子ども家庭センター	第2期栗東市子ども・子育て支援 事業計画	・要保護児童対策地域協議会 ・家庭児童相談室事業 ・児童虐待ケース会議 ・未就園児等全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
73	子ども	3-(1)-2	新規	子どもの性被害の防止	○SNS等の利用による性被害から子どもを守 るため、メディアリテラシーに関する教育を推 進する。 ○性被害に遭わないための注意事項や、性被害 を受けそうになった時、被害に遭った場合の対 処法について、授業等を通じて啓発を行う。	各校の学習計画等に則って、メディアリテラ シーや性被害に遭った場合の対処法に関する指 導を行う。	・各校の学習計画等に則って、児童生徒へメ ディアリテラシーや性被害に遭った場合の対処 法に関する指導を行った。 ・教職員等による児童生徒性暴力等の防止等 に関する基本的な指針を活用し、事例を挙げなが ら、未然防止、早期対応の視点から各校にて教 職員研修を行った。	・引き続き、性被害から子どもを守るため、情 報モラルや情報リテラシー、未然防止、早期発 見にかかわる校内研修を呼びかけるとともに、 各種研修の周知を行う。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラ ン	・子どもの性被害の防止
74	子ども	3-(2)-1	継続	子どもの人権に配慮し た教育の推進	○幼少期から青年期までのあらゆる機会を通じ て、子どもが互いに人権を尊重し、高め合える 保育や教育をめざし、保幼小中高の保育士・教 職員が共に研修・検証する。	・中学校別研修会と担当者連絡協議会を各年3 回実施し、各校園の取組について情報交換を行 うとともに、テーマに沿った協議を行うことで 人権教育保育担当者の研鑽を積む。 ・市内全校園の担当者が参加。	・年3回の中学校区別研修会就学前21名、小 学校12名、中学校5名参加。全て実施済み。 授業公開及び研究会、校内研修を実施した。 ・年3回の担当者連絡協議会第1回37名参 加、第2回37名参加。(2回実施済み、2月 に1回実施予定)。	・校種を超えた職員交流や情報交換は、保幼小 中の連携接続において極めて有効であることか ら、各校園での研修会に、できるだけ異校種の 教職員の参加者が増えるよう、実施の周知徹底 を図るとともに、担当者連絡協議会等で参加を はたらきかける。 ・系統的な教育保育をより具体的に進めていく ためにも引き続き中学校区別研修会を行う。	4	学校教育課(幼児課)	第4期栗東市教育振興基本計画	人権教育、平和教育の啓発と推進
75	子ども	3-(2)-2	新規	多様な選択が可能な キャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進 路指導を実施するとともに、理工系等の多様な 進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づ き各教科の学習や特別活動においてキャリア教 育を進める。	小学校9校、中学校3校で、年間計画に基づき キャリア教育を行う。	各校の年間計画に基づいて、キャリア教育を実 施した。	キャリアパスポートの活用を推進して、継続的 なキャリア教育が進められるよう取組を継続し ていく。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラ ン	・多様な選択が可能なキャリア教 育の推進
76	子ども	3-(3)-1	継続	いじめ防止対策事業	・栗東市いじめ防止基本方針を策定し、各校で のいじめ防止等への取組や保護者、地域への啓 発を進める。 ・いじめ等対策参事員による学校訪問で、各校 のいじめ防止等への取組の進捗を確認する。	・学校が定めるいじめ防止基本法の見直しと助 言を行うために市内各小中学校に年間2回いじ め対策のため、学校訪問を実施する。そのこ とによって教員のいじめに対する認識の共通理 解を図る。 目標値：年間2回の実施。各校のいじめ認知の 取組が明らかになる。	5月から6月にかけて学校訪問を実施し、いじ め防止に向けた取組に対して指導、助言を行っ た。2回目については、訪問ではなく、いじめ 防止対策の取組チェックシートを記入してもら い、各学校の実情に合わせて指導、助言を行っ た。また、いじめの認知について助言が必要 な学校は、いじめ等対策参事員が訪問し、指導 や助言を行った。	各学校の実情に応じたいじめ防止対策が必要で ある。子どもに寄り添い、子どもの変容に気づ けるか、子どもたちから相談しやすい関係性が 築けているか等、安心して相談できる環境づく りが大切である。また、いじめ対応について は、組織的な対応が必要となるため、各学校で 生徒指導体制を見直す必要がある。	3	学校教育課	栗東市いじめ防止基本方針(改訂 版)	・市立学校におけるいじめの防止 ・いじめの早期発見のための措置 ・関係機関等との連携等 ・いじめの防止等のための対策に従 事する人材の確保及び資質の向上 ・インターネットを通じて行われ るいじめに対する対策の推進 ・いじめの防止等のための対策の調 査研究の推進等 ・啓発活動 ・いじめで悩む子どもへの組織的支 援
77	子ども	3-(4)-1	継続	(発達支援)研修・啓 発活動の実施	○校園や各種市民団体などが主催する研修会 へ、講師を派遣する。 ・期間：随時(要調整) ・対象：市内の校園・各種市民団体	発達障がい児及び家族への理解に向けて、研 修・啓発活動を展開する。 ◎目標値 20回 ①研修派遣 ②研修の開催 ③啓発活動	①講師派遣 11回 ・校園職員研修会、民生児童委員研修会等 ②研修の開催 17回 ・ペアレントトレーニング 13回 ・スキルアップ研修 4回(年度末見込み6回) ③啓発活動 1回 ・とびっきりの世界!に色々いろいろアート展	共生社会の実現に向け、発達障がいの理解や合 理的配慮について広めていくため、継続して啓 発活動を行う。	5	発達支援課	第II期栗東市特別支援教育推進計 画	・園・校内研修・個別支援への専 門職派遣

栗東市人権擁護計画実施計画 子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
78	子ども	3-(4)-2	継続	市内園への巡回支援の実施	○園の要請に応じて訪問し、支援力の向上に向けた助言や相談(要請訪問) ○保護者の依頼に応じた個別の相談・検査(発達相談/発達検査を含む) ○校園・児童館等から要請を受けて訪問、ケース会議への派遣(要請派遣)	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、巡回支援を行う。 目標値 ・要請訪問：30回/年 ・発達相談：1400回/年 ・要請派遣(学童・児童館)：40回/年	・要請訪問：17回(年度末見込み21回) ・発達相談：676回(年度末見込み845回) ・発達検査：336回(年度末見込み420回) ・要請派遣(学童・児童館)：15回(年度末見込み18回)	保護者の子育てへの不安の軽減に繋がるよう、気になる段階から発達相談で対応し、支援関係機関と連携を図り、相談支援を進めていく。	3	発達支援課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・発達支援室の巡回支援 ・通級指導教室の学校訪問
79	子ども	3-(4)-3	継続	特別支援教育の推進にかかる市の訪問	○各園を巡回指導員が幼児課とともに訪問し、園内委員会の充実をはじめとし、支援の必要な子どもの把握と支援体制への指導助言を行う。	各園の巡回訪問を行うことにより、園内委員会の充実を図り、特別支援教育推進のための保育・教育力向上につなげ、特別支援教育を充実する。 ◎目標値 ・各園巡回訪問：対象園22園 ・各園年間1～2回×22園(22回実施)	・対象園において年1回の訪問を実施した。 ・関係機関(たんばぼ教室の職員・発達支援課の巡回支援委員)と共に訪問し、支援の必要な子どもの把握、園内委員会や保護者との話し合いの進捗状況の確認を行い、就学委員会等で個々の状況の把握・支援に繋げることができた。 今年度より、特別支援アドバイザーを幼児課に配属し、各園の特別支援保育の向上に向け各園を巡回指導することができた。	・年に1回の訪問だけでなく必要に応じて訪問し、園児の様子や園の保育内容について把握に努め、引き続き関係機関との連携の充実をはかる。	4	幼児課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・園・学校への特別支援教育のバックアップ
80	子ども	3-(4)-4	継続	特別支援教育(訪問)	・通常の学級の巡回相談や、特別支援学級の計画訪問を実施する。	・特別支援に関する専門性の高い相談員および担当指導主事が訪問することを通して、各校の相談内容に応じた具体的な指導助言をする。 また、子どもの姿や授業を参観し、特別支援の視点から児童生徒理解や授業改善を図る。 ・対象…市内小中学校12校 ・通常の学級の計画訪問：2回ずつ(年間24回) ・特別支援学級の計画訪問：2回ずつ(年間24回)	・対象…市内小中学校12校 ・通常の学級への訪問：2回ずつ(年間24回) ・特別支援学級への訪問：2回ずつ(年間24回) ・各校を訪問し、子どもたちへの具体的な支援の方法や授業の進め方などの指導助言を行った。	年々、対象となる子どもが増加しており、個別の相談について十分な時間が確保できない。相談後の経過観察を行うことを通して、継続的な視点での相談となるように検討する必要がある。	4	学校教育課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・園・学校への特別支援教育のバックアップ
81	子ども	3-(4)-5	継続	療育指導・保護者交流の場の設定	○一人につき週1～2回の療育指導「たんばぼ教室」を実施 ・対象者：障がい福祉サービス受給者証通所受給者証を有する方、期間：療育支援計画に基づく日 ○親子の活動の機会と相互交流の機会[ばかばか広場]を実施 ・対象者：たんばぼ教室利用予定者・子の発達に不安がある方、期間：毎月2回 ※教室実施日数により変動有	心身に障がいなどがある子どもの発達保障と保護者の支援を行う。 ◎目標値 ・たんばぼ教室支援対象者数(年間受入総数)：年70人 発達に不安のある子どもの発達保障と家族の支援を行う。 ◎目標値 ・ばかばか広場支援対象者数(年間受入総数)：年100人/年	・たんばぼ教室 延受入人数：79人 延利用者数：1650人(年度末見込み2062人) 延開催回数：166回(年度末見込み209回) ・ばかばか広場 受入人数：16人(年度末見込み20人) 延利用者数：74人(年度末見込み92人) 延開催回数：15回(年度末見込み20回)	保護者が子どもの発達特性に応じた育児ができるよう、親子通所による療育を実施するとともに、発達特性に応じた療育を実施するため職員の支援技術の向上を図る。	3	発達支援課	第3期栗東市障がい者基本計画	・たんばぼ教室の充実
82	子ども	3-(4)-6	継続	幼児ことばの教室通室指導の実施	○通級教室を開催する。 ・対象者：「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもと保護者(要申請)への支援、期日：個別支援計画に基づく日	「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもの発達保障と保護者支援を行う。 ◎目標値 ・教室支援対象者数(年間受入総数)：年80人	教室支援対象者延受入人数：66人	個々に応じた指導や保護者支援を行うため、職員の研修の機会を増やすことにより、支援技術の向上を図るとともに、集団の中で個々が力を発揮できるよう、園と支援の共通理解を図る。	3	発達支援課	第3期栗東市障がい者基本計画	・幼児ことばの教室の実施
83	子ども	3-(4)-7	継続	発達相談の実施	発達評価と支援に関わる相談を実施する。(期間：月～金(開室時間随時)、対象：本人・家族など ※電話・来室・学校での相談も可)	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、発達支援事業を推進する。 ◎目標値 ・新規支援対象者数：年200件	新規支援対象者：207件(年度末見込み259件) (内訳) 就学前：86件(年度末見込み107件) 小・中学校：95件(年度末見込み120件) 中卒以上：26件(年度末見込み32件)	多様化する相談に対応できるよう、相談方法の検討や他機関連携により支援の充実を図る。	5	発達支援課	第3期栗東市障がい者基本計画	・発達相談の充実
84	子ども	3-(5)-1	継続	母子福祉推進事業	○ひとり親家庭が抱える生活・子育て・就労等の相談に応じ、各関係機関とも連携を図りながら、諸問題の解決のための助言や自立に必要な求職活動等に関する情報提供・支援を行う。	相談を受けた内容に対し、自立に向けた一定の道筋がつくまで、粘り強く支援を行う。	母子・父子自立支援員を配置し、女性相談支援員と連携した相談対応を行い、必要な情報の提供や、母子家庭等就業・自立支援センターなど各関係機関と連携し、相談内容に応じた自立に向けた支援に取り組んだ。	ひとり親から寄せられる相談は様々であり、福祉資金の貸付や自立支援プログラムの策定など一人ひとりに併せた支援が必要なため、相談員の資質の向上のための研修に参加する。	4	子育て支援課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・ひとり親家庭への相談業務

栗東市人権擁護計画実施計画 子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権擁護課

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
85	子ども	3-(5)-2	継続	愛のパトロール・声かけ運動	○リーダー講座を通して、「補導」以前に地域の子どもたちを大人の目でやさしく見守り、地域の子どもは地域で守り育てるという思いの中でパトロールすることで地域全体が連携し子どもたちの安全と成長を見守る活動であることを確認した上で、各団体が各地域で作成したコースに従って、非行防止パトロール(愛のひと声かけ)を実施する。	栗東市青少年育成市民会議を構成する関係団体が各地域で各団体の計画に基づき愛のパトロールを実施する。また、運動について「愛のパトロール研修会」を開催し、取組への意識を高める。 ◎目標値 ・愛のパトロール研修会実施：年1回	パトロールを実施し、大人が子どもたちを温かく見守り、子どもの健やかな育成を図る活動ができた。 ・愛のパトロール研修会の実施(6月) ・愛のパトロールの実施：57回 (10月末集計) 延べ人数242人 (10月末集計)	地域の子ども達を守り育てていくために今後も市民会議を構成する団体に協力を呼び掛けていく。	4	生涯学習課	第3期栗東市地域福祉計画	・栗東市青少年育成市民会議構成団体との連携による愛のパトロール活動の支援
86	子ども	3-(5)-3	継続	非行防止・薬物乱用防止教室	○非行防止啓発推進のため、市内保・幼・幼児園や小学校、中学校において、少年補導委員会と草津警察署、少年センターが連携して非行防止・薬物乱用防止教室を開催する。	保幼小中学校において非行防止・薬物乱用防止教室を開催する。 ◎目標値 ・保育園、幼稚園、幼児園で年1回以上開催する ・小学校で年1回以上開催する ・中学校で年1回以上開催する	・非行防止教室(6月・7月) 夏休み前に市内小学校において万引き等について初発型非行防止の啓発を行った。小学校9校、対象小学生4年生、約700人 ・薬物乱用防止教室(10月・11月)を「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」にあわせて行った。小学校7校、対象小学生6年生、約550人 ・中学校生徒会と少年補導委員による合同啓発活動を行い、啓発パネル掲示期間を増やした。 ・非行防止教室(2月・3月) 小学校への就学前に非行防止の啓発を行う。希望園、対象6歳児、園数・園児数未定。	・非行防止教室並びに薬物乱用防止教室については、市内全小学校4年生・6年生を対象に少年補導委員や草津警察署員とともに継続して実施したい。また、啓発パネルの掲示についての掲示期間を確保したい。	4	少年センター(生涯学習課)	第4期栗東市教育振興基本計画	・青少年の健全育成・若者の社会参加の促進
87	子ども	3-(5)-4	継続	無職少年対策事業	○無職少年(中学卒業後に進学や就職をしなかった少年)や、高校・専門学校などへ進学後に中退するか、就職後に離職して再就職しようとする少年などを対象に、非行に走らぬよう健全な生活を行い、次のステップに向けて自分自身の進路を確立できるように就労・就学の支援活動を行う。 ○また、就労や進学後も本人の状況にあわせたアフター支援を行う。	無職少年を一人でも多く、進学や就労に導く。 ◎目標値 ・相談があった際、制度に基づき支援活動する率：100%	市内高等学校と中退者の情報共有を図っている。	少年センター所属の無職少年対策指導員が担当者となり、近隣(市内)高等学校と連携を図り退学者等の情報を得て、対象者の相談から就労・就学への支援を行う。	2	少年センター(生涯学習課)	第4期栗東市教育振興基本計画	・青少年の健全育成・若者の社会参加の促進

栗東市人権擁護計画実施計画 子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
88	子ども	3-(5)-5	新規	子育ての相談・支援体制の充実	○子育ての悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談窓口の情報提供を充実する。	総合福祉保健センター、子育て支援センター等関係機関、保育園、幼稚園、幼児園、こども園等において子育てについての相談を受け付ける。 ◎目標値 ・子育て相談内容を毎月各園記入報告(子育て支援課へ)	・各園で未就園児の親子を対象に事業を実施。こども園(大宝・金勝)においては、子育て相談を随時受け付け、園庭開放も年6回ずつ実施した。園庭開放では利用者も多数ありその中で交流につなげたり育児の悩みを聞いたりしながら子育て支援を行った。	・各関係機関が連携を取り、それぞれの機関ができる子育て支援を強化していく中で安心して子育ての悩みを話せる関係性を今後も築いていく。	4	幼児課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育て相談
						・子育てで家庭の相談に応じるとともに、広報やポスター、ホームページなどで、相談窓口の情報提供を行う。 ・子育て相談員による電話や来館時の相談、定期的な巡回相談だけに限らず、日々の子育てにおける不安や悩みなどの相談に随時対応する。また必要に応じて他機関との連携を図り、支援を行う。	・令和8年1月、児童館の再編を実施し、大宝東・治田東・金勝児童館について、地域子育て支援センターとして組織改編し、窓口の明確化に努めるとともに、相談支援体制の充実を図った。 ・毎月1回「地域子育て支援センターだより・児童館だより」を発行し、広報やホームページ等で相談窓口など子育て情報を発信した。 ・身近な相談窓口として、保護者の抱える子育ての悩みや不安を傾聴し、必要に応じて関係機関に繋いだ。	・広報やホームページなど様々な媒体を活用し、継続して子育て相談窓口の情報提供をする。 ・多様化・複雑化する子育ての悩み柔軟に対応できるように、研修会等を開催して相談員の資質の向上をはかる。	4	子育て支援課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育て相談 ・子育て情報の収集・提供 ・男性対象の子育て講座の開催
						児童生徒支援室において市内に在住する小中学生およびその保護者を対象に、不登校・不応、子育てに係る相談を行う。また、市内小学校に対し、巡回スクールカウンセラーを派遣し児童、保護者への面談を行う。	児童生徒支援室において、2名の心理士による相談を適宜実施している。また週に3日、巡回SCを派遣し、学校で児童生徒の心理ケアや保護者の悩み相談を実施した。	市内小中学校の不登校が年々増加しており、それともなって、児童生徒支援室の利用が増加している。雇用の面で、現在2名の心理士では対応に追いつかないところがあり、心理士の増員が課題である。	4	学校教育課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・教育相談
89	子ども	3-(5)-6	新規	安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。	・保護者の多様な状況に対応する保育サービスを提供する。 ・子育てに関する制度や情報を、市広報、ホームページ等を通じて提供する。 ◎目標値 ・広報・地域子育てセンターだより：毎月1回	・保護者の多様化する子育てニーズに合わせて保育サービスを受けてもらえるよう情報を発信、相談に乗り保育の提供を行った。 ・子育て講座においては様々な交流の場を企画し、子育て世代が家庭の中で孤独にならないよう参加しやすい内容や場所等に配慮し、実施した。	・職員の子育ての相談業務のスキルアップの向上が課題である。 ・保護者に情報提供を継続すると共に、保護者が必要とする子育て支援について把握し関係機関と連携をとりながら交流の場を提供していく。	4	幼児課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育ての相談・支援体制の充実(家庭児童相談、子育て相談、子育て情報の収集・提供、教育相談) ・男女共同参画による子育ての推進
						・講座や交流の場を提供することで、親同士や親子のつながりをつくり、互いに支えあい、子育ての楽しさを感じられるきっかけとする。 ・広報やフェイスブック、ホームページで子育て情報を配信することで、子育てに関する制度や身近な地域の育児状況の情報を提供する。併せてネット社会に対応した情報提供の仕方を工夫する。	・児童館や子育て支援センターにおいて、親子で楽しめるふれあい活動の実施や親子が安心して過ごすことができる場の提供を行いました。 ・市ホームページの子育て情報サイトを整理し、子育てアプリ「くりなび」や公式LINE、YouTubeなど様々な媒体を活用して子育てに関する情報を発信しました。	・子育て世代の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを親子同士で共有できているか、子育て講座や交流の場の充実について、ニーズを把握するためのアンケート調査等を実施する。 ・市民にわかりやすく子育て情報を提供するため、子育て特設サイトに子育て情報が集約されるよう関係課へ特設サイトへの掲載の周知を行う。	4	子育て支援課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育ての相談・支援体制の充実(子育て相談、子育て情報の収集・提供、教育相談) ・男女共同参画による子育ての推進
						部担当者と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、随時、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供する。	担当部署から依頼があった記事等の掲載の際には、わかりやすい表現となるよう、記載方法等について協議・検討を行い、情報提供を行った。	必要な人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を活用しながら、わかりやすい情報発信を行う必要がある。	4	シティプロモーション推進課(旧：広報課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・安心して子育てできる環境づくり
90	子ども	3-(5)-7	新規	子どもの人権110番・子どもの人権SOSミニターの推進	○学校以外に子ども自身が安心して相談できる場を周知し、子どもをめぐる相談に応じる。	・学校におけるいじめをはじめ、家庭での虐待等、子どもをめぐる人権問題について、子どもが発する信号をキャッチして、問題解決に導くための相談に応じる。 SOSミニターの設置：市内全校	・人権擁護委員の年度当初の学校訪問の際に各校へSOSミニターの設置を依頼。人権教室実施の際に、子どもたちに直接、相談について呼びかけた。 ・こどもの人権相談強化週間(8/27～9/2)について、市広報・ホームページへの掲載。	今後も継続して、子どもたちが学校以外にも若年層の利用が多いSNSの活用等、様々な方法で相談できる場所があることの周知に努めるとともに、市広報・ホームページなどへの掲載も継続して行う必要がある。	3	人権擁護課(旧：人権政策課)		
91	子ども	3-(5)-8	新規	母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行う。	母子・父子自立支援員により、母子・父子の様々な困りごとを聞き取り、就労・就学等の支援制度等の紹介を行い、見直しをもって自立に向かえるよう支援する。	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の個別の状況に応じ、就業支援策や養育費の確保策、経済的支援策など各種施策の情報提供を行い、自立に向けた支援に取り組みました。	ひとり親からは多種多様な相談がある中、窓口を訪れることが忙しく、時間的にも難しい方がいます。窓口による情報提供だけでなく、ホームページやインターネットを活用し、ひとり親家庭に対する各種施策の情報提供の仕方を工夫する。	4	子育て支援課	第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・ひとり親家庭への相談業務

栗東市人権擁護計画実施計画 高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
92	高齢者	4-(1)-1	継続	「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進	○栗東市高齢者保健福祉推進協議会を開催し、「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況の点検・評価を行う。	高齢者保健福祉推進協議会を年2回開催し、第8期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績についての確認、第9期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標の設定と進捗管理を行う。	高齢者保健福祉推進協議会を7月24日、11月13日に開催し、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実績報告、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定に向けた各種調査に関する協議を行った。	令和7年度に実施する各種調査を受け、令和8年度に第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定していきます。	3	長寿福祉課		
93	高齢者	4-(1)-2	継続	認知症施策の充実と高齢者虐待防止の取り組み	○認知症に対する理解の促進 ○認知症に関する医療機関との連携 ○認知症、高齢者虐待に関する相談支援 ○高齢者虐待に関する意識づくり	・認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して穏やかに暮らせるまちづくりを目指す。 ・高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるまちづくりを目指す。	・認知症サポーター養成講座：市民団体、民間企業、小学生など 11回358人。 ・認知症に関する医療機関との連携については、医療機関受診連絡票を用いて随時連携。 ・高齢者虐待に関する啓発・研修の実施：13回(199人参加)  12月末現在	すべての小学校で認知症サポーター養成講座が開催されるようはたらきかけていきます	5	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・認知症に対する理解の促進 ・認知症に関する身近な相談窓口づくりと情報提供の充実 ・認知症にかかる医療と介護の連携 ・高齢者虐待防止に関する意識づくり ・高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実
94	高齢者	4-(1)-3	継続	地域ふれあい敬老事業補助事業	○高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の高齢者と多世代の住民の交流を通じて、地域の中で支え合うまちづくりを支援する。	・地域ふれあい敬老事業補助金を自治会活動交付金で交付	・地域ふれあい敬老事業を120自治会で実施 ・敬老会実施は83自治会、記念品の配布は37自治会。	自治会役員の高齢化や、高齢者数の増加など、自治会において敬老会事業の継続実施が危ぶまれています。開催方法を柔軟にするなどの対応を検討します。	3	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・暮らしを支える豊かな地域づくり(地域のつながりの強化)
95	高齢者	4-(1)-4	新規	高齢者権利擁護の推進	○権利擁護支援の地域ネットワークが機能を果たすよう主導する中核機関については、「成年後見センターもだま」に委託する。 ○権利擁護検討会を月1回開催し、地域包括支援センターへの相談支援を行う。 ○成年後見制度の利用等について引き続き周知と啓発に努めながら、高齢者の権利を守るネットワークの構築に向けて、その在り方を含め検討を進める。	・相談会や市民向けの講座を通して、啓発事業を実施する。(成年後見センターもだまに委託) ・高齢者の権利擁護に係る検討会を月1回開催するとともに、必要に応じて虐待判定・対応方針の会議を都度開催する。	・なんでも相談会の実施(11月29日) ・出張相談会(7月1日、12月15日) ・高齢者の権利擁護に係る検討会について7回実施。	成年後見制度の利用が必要な高齢者は今後も増加することが予測され、何でも相談会や出張相談会等の相談会や、市民向けの講座を通して、啓発事業を実施します。	3	長寿福祉課	第3期栗東市地域福祉計画	・成年後見制度の普及啓発(成年後見制度利用促進事業) ・成年後見制度の利用支援(成年後見制度利用支援事業) ・地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用促進・利用支援(地域福祉権利擁護事業の利用支援・周知) ・地域包括支援センターにおける権利擁護相談の推進(総合相談) ・高齢者の権利を守るためのネットワークの構築
96	高齢者	4-(2)-1	継続	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託事業	○高齢者の生きがいづくりと健康づくり、また高齢者同士の交流を図るため、ニュースポーツ、グラウンドゴルフ、ウォーキングの実施や文化、芸術活動などの支援を行う。また、老人クラブの活動支援を行う。	・高齢者の生きがいづくりと健康づくり、また高齢者同士の交流を図るため、ウォーキング等の実施や文化、芸術活動を支援する。 ・老人クラブの活動支援を行う。	・生きがい実践交流大会 11月29日 149人 ・手作り作品交流展 11月27～29日開催 参加者数3日間 延360人 作品出展品数 199点(108人) ・料理教室 11月28日 15人 ・ニュースポーツ講習会 11月28日 21人 ・ふれあい健康ウォーキング 6月2日 57人 10月29日 42人 ・グラウンドゴルフ大会 10月11日 143人 ・老人クラブ連合会会員 17クラブ 884人	引き続き文化、スポーツなどを通じた生きがいづくりについて取り組んでいきます。	4	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の充実(栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) ・老人クラブ活動への支援(老人クラブ活動補助)

栗東市人権擁護計画実施計画 高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
97	高齢者	4-(2)-2	継続	高齢者の読書環境整備と社会活動参画	○大活字図書やCDブックの収集と貸出し、老眼鏡・ルーペの館内貸出をする。 ○自主的にボランティア活動ができる機会を提供する。 ○図書館活動に参加できる事業を実施する。	高齢者の社会活動と生涯学習を支援する。	・ボランティア活動機会の提供：19名(定期活動月4回) ・大活字本 37冊購入予定 ・CDブック 8点購入予定	・大活字図書やCDブックなど高齢者の読書環境の整備を進める。 ・図書館活動に参加できる事業でスタッフとして自主的にボランティア活動ができる機会等を提供する。	3	図書館	第4期栗東市教育振興基本計画	・図書館機能の充実
98	高齢者	4-(2)-3	継続	介護予防事業(栗東100歳大学)	○栗東100歳大学・・・65歳以上を対象に週1回30回(1コマ90分)の講義・演習等を通して高齢者が人生100年時代に生きがいをもって健康で豊かに過ごせるための講座を開催する。 ○栗東100歳大学卒業生活動・・・卒業後も仲間が集い、自助・共助の活動を創出する。	高齢社会に向けて住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし、高齢者自身が現状を理解して主体的に自立して健康づくりや介護予防、生きがいづくり、社会参加などに取り組み実践継続することにより、健康寿命の延伸を図る。	・第9期栗東100歳大学：8月21日開講、全25回。入学生19名	受講生が卒業後も社会参加活動を継続できるよう、体験を通した働きかけを行っています。	4	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・栗東100歳大学
99	高齢者	4-(2)-4	継続	はつらつ教養大学	○概ね60歳以上の方を対象に、人生100年といわれる時代を、いかにしていきいきと暮らし、各世代の生活の場において必要課題と地域生活課題や個々の自己意欲(やる気)を満足させられるよう、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」学習できる機会を提供するため、各コミュニティセンターや地域住民と連携し講座を開催する。	各コミュニティセンターにおいて、各5回の講座を実施する。 ◎目標値 ・コミセンで講座開催：年5回	各コミュニティセンターにてはつらつ教養大学を5回(5月、7月、9月、11月、2月)実施した。	より多く参加していただけるよう広く周知して、内容や設定の工夫をしていく。	4	生涯学習課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・はつらつ教養大学
100	高齢者	4-(2)-5	継続	介護予防事業(いきいき百歳体操)	○いきいき百歳体操の立ち上げと継続のための支援を行う。	高齢者が介護予防の意識を持ち、自ら実践することで、自分らしく生きがいを持ち、健康寿命の延伸を図る。	・新規立ち上げ支援：2団体6回訪問 ・継続支援：45団体訪問 (12月末現在)	いきいき百歳体操を新たに取組む団体が増えるよう、地域にはたらきかけます。	4	長寿福祉課	第3期栗東市地域福祉計画	・いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の啓発及び実践団体の育成支援
101	高齢者	4-(2)-6	継続	老人福祉センターの運営委託事業	○老人福祉センターを指定管理者制度で管理運営し、健康増進や趣味・教養の向上、介護予防などの推進、相談への対応を行う。	趣味やレクリエーション、世代間交流など、地域の特性に応じた様々な活動を常時企画し、高齢者の交流や研修の場を提供する。	○老人福祉センター主催事業(講座、教室、イベント)参加者数：14,038人 ○老人福祉センター個人利用者数(主催事業参加者数含む)参加者数：23,007人 10且未現在	利用者数について、新型コロナウイルス感染症が流行する前の水準に戻ってきている。引き続き高齢者の居場所や通いの場所となるよう指定管理者とともに工夫していく必要がある。	3	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・老人福祉センター管理運営事業
102	高齢者	4-(2)-7	継続	高齢者の就労支援の実施	栗東100歳大学卒業生が卒業後の活動の一つとして、収入のある仕事を行い、生きがいづくりを図る。	100歳大学卒業生のうち9.0%が卒業後、収入のある活動を実施。(令和7年1月アンケート調査)	100歳大学で直接就労支援を行うわけではないが、受講生が卒業後も就労も含めた社会参加活動を行うようその意義を伝えていく。	4	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・栗東100歳大学卒業生支援	
					○就労相談において、高齢者の就労相談があった際には、関係機関と連携し、適切な支援を行う。また、高齢者の就労支援の一環として、シルバー人材センターへの運営支援を行う。	高齢者の就労支援の一環として、シルバー人材センターへの運営支援を行う。 高齢者の労働力活用に関し、関係機関等のチラシの設置やポスターの掲示など啓発を行う。 ◎目標値 ・シルバー人材センター会員数：495人 ・関連チラシの配布：年1回	・シルバー人材センターの会員数：494人 ・広報紙「いきがい」の全戸配布 年2回					会員が高齢化されているため、無理なく働ける就業環境や生きがいづくりの場を整えられるよう、シルバー人材センターへの運営支援を行っていく。
103	高齢者	4-(3)-1	継続	市営住宅(各世帯向け)の提供	○一般住戸(309戸)以外に、高齢者同居世帯向け(16戸)、身体障がい者同居世帯向け(11戸)の各住戸及びシルバーハウジング住戸(23戸)を備えた市営住宅について、空き部屋が生じた際には年2回の入居募集を実施している。	「栗東市住生活基本計画」及び「栗東市公営住宅等長寿寿命化計画」に基づき、高齢者や身体障がいのある人が安心して暮らせるよう市営住宅の運営管理を行い、特定目的住戸(高齢者同居世帯向け、身体障がい者同居世帯向けおよびシルバーハウジングの各住戸)50戸の安定的な供給を行う。	令和7年度定期募集後の入居戸数：高齢者同居世帯向け13戸/16戸、シルバーハウジング22戸/23戸、身体障がい者同居向け4戸/11戸 2回の定期募集を通じて延べ4件の特定目的部屋の募集を行った。(身体障がい者同居世帯向け延べ2件)。定期募集の結果、身体障がい者同居世帯向け1件、シルバーハウジング2件の入居を決定した。	入居募集の相談を通じて、高齢者単身世帯の入居希望者が増加しており、シルバーハウジングに関しては募集がかかる倍率が高くなる傾向にある。シルバーハウジングの空き部屋については、次年度優先的に募集を行い、入居につなげていく。	3	住宅課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・市営住宅管理事業

栗東市人権擁護計画実施計画 高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
104	高齢者	4-(3)-2	新規	地域包括支援センターの機能強化	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的役割として、総合相談体制の充実や多職種連携による地域ケア会議を通じた各主体の連携強化をはじめとする地域包括支援センターの機能強化を図る ○「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる」ために地域包括ケアシステムを活用し、関係するさまざまな機関・団体・人材で共有することでその機能を深化させるとともに、共に助け合い、支え合うという意識の醸成などを通じて、地域共生社会に向けた地域包括ケアシステム推進体制のさらなる充実を図る。	地域包括支援センターの機能を強化し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指す。	○総合相談支援の随時実施。介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援する。また、家族が介護離職とならないような視点も持って実施。	高齢者の増加に伴い、相談件数が増加傾向にある。事務の効率化などを図りながら、支援の質が低下しないよう努めていく。	4	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・地域ケア会議の充実 ・総合相談・支援の充実 ・「介護離職者ゼロ」の視点を持った家族介護者支援の充実
105	高齢者	4-(3)-3	新規	(在宅医療・介護に関する情報の)地域住民への普及啓発	○医療や介護が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、出前講座や市民研修会(生き方カフェ)を通じた在宅医療・介護の情報提供や啓発を行う。 ○普段から診療や健康管理について気軽に相談することによって、病気の予防や悪化を防止、生活の質を高められるよう、身近な開業医を「かかりつけ医」として啓発するほか、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」についてさまざまな媒体を活用した啓発を進める。	在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを目指す。	・出前講座： 在宅療養：4回 未来ノート：3回 ・生き方カフェ開催：3回連続 10月16日なごやかセンター 37人 11月5日なごやかセンター 23人 11月17日ゆうあいの家 33人 ・かかりつけ(医師、歯科医、薬剤師)の啓発：いきいき百歳体操実践団体訪問時に啓発。	住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、引き続き在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図っていく。	3	長寿福祉課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・まちづくり出前トーク ・生き方カフェ ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発
106	高齢者	4-(3)-4	新規	安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実	○今後も多発する災害や高齢者が係わる事故、多様化する犯罪に関する情報提供や防止についての啓発を行っていくとともに、関係機関との連携を強化する。	関係機関(警察など)と連携し、情報収集、また犯罪防止のための啓発など情報発信に努める。 ◎目標値 ・前年対比犯罪認知件数減少	・特殊詐欺や架空請求等犯罪に関するメールの配信：63件	犯罪の手法が巧妙化する中で、情報が多くの市民の皆様に届くよう、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	4	危機管理課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・出前トーク ・自主防災・自衛消防組織の育成 ・防犯情報の提供 ・福祉避難所
						消費生活相談の実施とともに、相談窓口の周知に努める。 ◎目標値 ・広報に消費生活相談からのお知らせを掲載：年6回	65歳以上の相談件数(件) 4月：6、5月：13、6月：4、7月：6 8月：8、9月：4、10月：4、11月：3 12月：、1月：、2月：、3月： 65歳以上相談件数：48件 (全相談件数の33.8%) ・奇数月に広報で「消費生活アドバイス」として相談事例を掲載。	幅広い年齢層をターゲットとした悪質巧妙な手法による被害が発生しないよう消費生活相談窓口を開設し、専門の相談員による適切な助言や啓発活動など被害の未然防止を強化していく。	4	自治振興課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・消費生活相談
						高齢者を対象にした交通安全教室(講義形式)を開催する。	草津栗東地区交通対策協議会において第38期交通安全シニアカレッジを開催し、市内在住の13人が参加しました。	引き続き、高齢者の交通安全のために交通安全教室を開催していく必要があります。	4	土木交通課	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・交通安全教室等

栗東市人権擁護計画実施計画 障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権擁護課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
107	障がいのある人	5-(1)-1	継続	栗東市手話講座委託事業	○厚生労働省のカリキュラムに基づき、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。	手話に対する理解及び普及と、手話を使用しやすい環境づくり(入門課程(令和5・7年)、基礎課程(令和4・6・8年)) ◎目標値 ・受講者数：20名 ・修了者：20名	手話講座(入門課程、令和7年5月23日～令和8年1月16日)全28回(現地学習含む)実施 受講者数10名(開講時は11名であったが、1名受講を続けるのが難しくなった) 手話講座では、手話を学ぶことに加えて手話サークルや地域のろう者との交流する機会となった。	仕事をしながら手話を学びたい人に合わせて、今年度から毎週金曜日の午前中に開催している。 来年度は基礎課程を開講するが、今年度の修了者が引き続き受講希望するなど手話通訳者の人材育成につながることを期待する。	3	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・手話に対する理解及び普及
108	障がいのある人	5-(1)-2	継続	多様なコミュニケーション手段の利用促進	○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳・介助者の派遣 ○「耳マーク」「筆談ボード」の活用 ○合理的配慮に関する啓発	障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、障がい者の情報の取得及びコミュニケーションについての支援を行う。	意思疎通支援利用件数：申し込み数は134件(うち25件が市や団体からの申請)で、実際の派遣件数は130件(4件は希望者がいないためキャンセル)	様々な行事やイベント等にも活用してもらえるように事業の周知を図る。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	
					○市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	聴覚障がい者への情報保障、手話が使いやすい環境づくり ◎目標値 ・手話通訳ができる職員の配置：2名	複数配置を目指し、正規職員を募集したが、応募はなかった。 ・令和7年度1人設置(会計年度任用職員)	手話言語条例および市民をつなぐ情報コミュニケーション条例に基づく取り組みを計画的に実施するためには、専門知識のある職員の配置が必要。	2	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	
109	障がいのある人	5-(1)-3	継続	障がい者の社会参加と交流	○障がいのある人と地域住民やボランティアとの交流を図ることにより、障がいや障がい者への理解を深め、障がい者の社会参加の促進につなげる。	障がいのある人と地域住民やボランティアの交流ができる事業の実施 ・レクリエーションスポーツ大会 ・視覚障がい者生活行動訓練 など	・レクリエーションスポーツ大会を6月に開催。ボウリング大会は第1回9月、第2回11月に開催し、合計442名の参加があった。 ・視覚障がい者生活行動訓練 R7.12.4実施 視覚障がい者8名、ボランティア8名、スタッフ4名 計20名参加。 歩行訓練士によるアドバイスを受けながらの訓練を通して、同行援護時における、援護者、視覚障がい者それぞれが気をつけるべき点について学ぶことができた。	・レクリエーションスポーツ大会 地域住民やボランティアとの交流も図りながら障がいのある人同士が交流・社会参加できる事業の検討をする。 ・視覚障がい者生活行動訓練 当事者団体の協力を得て毎年実施しているが、ボランティア参加者数は伸び悩んでいる。 事業の実施時期・内容も含めて開催方法の検討をする。	3	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	
110	障がいのある人	5-(1)-4	継続	「栗東市障がい者基本計画」・「栗東市障がい福祉計画」の推進 「栗東市障がい者基本計画」・「栗東市障がい福祉計画」の進捗報告	○次期の栗東市障がい者基本計画・栗東市障がい福祉計画策定に着手する。 ○栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を開催し、施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	○計画策定にむけたアンケート調査・事業所・障害者団体ヒアリングを実施し、ニーズ把握を図る ○「栗東市障がい者基本計画」を総合的かつ計画的に推進する。	○計画策定委員会を年2回(10月・2月)に開催し、アンケート(案)作成とその集計結果報告を行う。 ○栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を3月に開催予定。次期計画策定に係る進捗状況を報告する。	○委員の関連なご意見・提案を反映させる。 ○当事者参加の会議であるため、ゆっくりとわかりやすい内容で進めることが必要である。	3	障がい福祉課	—	—
111	障がいのある人	5-(1)-5	継続	点字・音声の広報の発行	○視覚障がいのある人向けに点字・音声の広報を発行する。また、点字・音声の広報を発行していることを広報に掲載することで、点字・音訳広報の周知を図る。	視覚障がいのある人向けに点字・音声の広報を発行するとともに、点字・音訳広報の周知を図る。 ◎目標値 ・点字版広報：年12回 ・音訳版広報：年12回	・点字版広報の発行：年12回 ・音訳版広報の発行：年12回	点訳、音訳を必要とする人に活用していただけるよう、引き続き周知を図っていく必要がある。	4	シティプロモーション推進課(旧：広報課)	第3期栗東市障がい者基本計画	・市の広報紙等の点訳・音訳

栗東市人権擁護計画実施計画 障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権擁護課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課

の網掛については重点項目になります。

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
									評価点数	1:全くできなかった 2:目標には及ばなかった 3:目標近く達成できた 4:目標どおり達成できた 5:目標を超えて達成できた		
112	障がいのある人	5-(1)-6	新規	広報・啓発活動の充実	○市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図る。	市民の障がい(者)への理解と認識を深めるため「障がい者週間」期間中に啓発事業を実施する。	・12月号市広報での障がい者週間啓発記事を掲載した。 ・庁舎通路にのぼり旗を掲示し啓発を図った。	啓発先や場所など今後もより効果的な啓発について継続した検討をする。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【旧:人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【旧:人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
							じんけんミーティングのテーマとして障がいについて取り上げるとともに、講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的な人権が尊重されている市である」:肯定的回答40%	人権週間・障がい者週間のパネル展示を障がい福祉課と共に実施し、効率・効果的な啓発の実施を行う。 ・人権三法の1つと言われる障害者差別解消法が、合理的配慮に関して2021年5月に改正され、2024年6月の改正内容が施行されるまでの間、法の趣旨や理解がより深まるよう、関係課と協力して啓発に取り組む必要がある。	4	人権擁護課 (旧:人権政策課)	第3期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【旧:人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【旧:人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
						じんけんミーティングのテーマとして障がいについて取り上げるとともに、講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的な人権が尊重されている市である」:肯定的回答40%	「輝く未来(資料編)」 障害者差別解消法を掲載し、啓発を図った。 「栗東市は、基本的な人権が尊重されている市である」:肯定的回答36.2%	障がい者差別問題をじんけんミーティングのテーマのひとつとして紹介し、あらゆる人権問題について学習する中で、学習機会の提供を行っていく。	3	人権擁護課 (旧:人権教育課)	第3期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【旧:人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【旧:人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
113	障がいのある人	5-(1)-7	新規	人権学習の推進	○市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する理解を促進する。また、あらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援する。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数:10人/回	実績無し(団体より要請なし)(人事課) 事前の打ち合わせを重ねることで、より良い研修会を創り上げていくことができた。(人権擁護課) 各学区民生委員児童委員協議会が障がい者施設・作業所の視察研修等を実施され障がいに対する理解が深まった。(社会福祉課)  市職員の人権研修として、障がいへの理解を促進するため、聴覚障がい、特に難聴者と要約筆記についての研修を実施した(障がい福祉課)	人権問題等の研修にて、障がいについてテーマとして取り上げ、引き続き障がいに関する理解を促進していく必要がある。	4	人権擁護課 (旧:人権政策課・人権教育課) 人事課  社会福祉課 障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・職員への人権啓発と意識の向上【旧:人権政策課】 ・市職員に対する研修の実施【人事課、旧:人権教育課】 ・民生委員児童委員等に対する研修の実施【社会福祉課】 ・講演会の実施【障がい福祉課】 ・障がい者関係団体に対する人権学習会の支援【障がい福祉課】
114	障がいのある人	5-(1)-8	新規	交流機会の充実	○地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進する。	障害のある人の地域活動への参加を促進するため、障がい特性に応じたコミュニケーション・移動等の支援サービスを要請に応じて随時提供する。	・意思疎通支援サービス等の提供:130件 ・交流事業等の参加人数:442人	交流事業について、地域住民やボランティアにもっと参加してもらえるよう周知方法を検討する。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・地域行事への参加の促進 ・交流の場・機会の確保
115	障がいのある人	5-(1)-9	新規	福祉教育の充実	○福祉や障がいに対する理解だけでなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実を行う。	小学校9校、中学校3校すべての学校で、総合的な学習の時間などの機会において障がい者理解教育、福祉教育を行っている。	各校の学習計画等に則って障がい者理解教育、福祉教育を行った。	福祉教育や障がい者理解教育が知識理解にとどまらず、誰もがつながり合い、幸せに生きている社会の担い手の一員としての自覚を感じることで学習内容の工夫や改善を図りながら継続していく。	4	学校教育課	第3期栗東市障がい者基本計画	・福祉教育読本の活用 ・障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実 ・ふれあいの場・機会の充実 ・学校行事を通じた障がいに対する理解の促進 ・福祉に関する体験学習の充実
116	障がいのある人	5-(1)-10	新規	障害者差別解消法についての啓発活動	○一人ひとりの人権を認めあい、互いを尊重するための啓発活動や学習に取り組めます。	障がい者差別のない共生社会づくりを推進するため、市民や民間事業者に対して「障がいの社会モデル」の考え方と「合理的配慮の提供」にかかる啓発を行う。	・市ホームページにて啓発記事を掲載した。 ・12月号広報りっとうにて「厚労省つなぐ窓口」についての啓発記事を掲載した。	啓発先や場所など今後もより効果的な啓発について継続した検討をする。	3	障がい福祉課	第3期地域福祉計画	・障害者差別解消法についての啓発
117	障がいのある人	5-(1)-11	新規	発達障がいへの理解と支援の学習会の開催	○さまざまな事業や活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	発達障がいの理解に向けて、研修・啓発活動を展開する。 ◎目標値 10回 ①研修講師派遣 ②啓発活動	①講師派遣 11回 ・校内研修会、民生児童委員研修会等  ②啓発活動 1回 ・とびっきりの世界!にじ色いろいろアート展	共生社会の実現に向け、発達障がいの理解や合理的配慮について広めていくため、継続して啓発活動を行う。	4	発達支援課	第3期地域福祉計画	・発達障がいの理解についての啓発活動
118	障がいのある人	5-(1)-12	継続	視覚障害者誘導用ブロック整備事業	○バリアフリー基本構想に基づき、栗東駅周辺バリアフリー重点区域内の視覚障がい者誘導用ブロック整備と、歩道路面の凹凸の改善を行う。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備及び歩道路面の凹凸を改善し、障がい者等の移動の安全性を促進する。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備工事を実施しました。	引き続き、バリアフリー基本構想に基づき、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に取り組む必要があります。	4	土木交通課	第3期栗東市障がい者基本計画	・歩道のバリアフリー化(施工は道路・河川課)

栗東市人権擁護計画実施計画 障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権擁護課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
119	障がいのある人	5-(1)-13	新規	小・中学校の施設のバリアフリー化	○障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	障がいのある子どもの就学の利便とともに学習環境の改善を図るため、小学校9校及び中学校3校のバリアフリー化を進める。	・栗東西中学校大規模改造事業において、既存トイレの洋式化および床面の乾式化による段差解消の各バリアフリー化を実施した。	・これまで学校施設のバリアフリー化を一定進めてきている状況であるが、今後も計画的にトイレのバリアフリー化や個々の児童・生徒の障がいの程度に応じた設備設置など学校施設に求められるバリアフリー化を一層推進していく必要がある。	4	教育総務課	第3期栗東市障がい者基本計画	・小・中学校の施設のバリアフリー化
120	障がいのある人	5-(2)-1	継続	特別支援教育推進に向けた支援の取り組み	○学校で開催されるケース会議に職員を派遣 ○個別の教育支援計画の評価・改善、学校での支援方法、保護者への助言	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達障がいに向けて、特別支援教育の推進に向けた支援を実施する。 ◎目標値 ・ケース会議への職員派遣：年100回 ・学校現場に対する支援の助言：年100回	・ケース会議への職員派遣：59回(年度末見込み73回) ・学校現場に対する支援の助言：110回(年度末見込み137回)	ケース会議の実施により関係機関が協働することで、多様な支援ニーズへ対応するとともに切れ目のない支援を実現する。	3	発達支援課	第II期栗東市特別支援教育推進計画	・発達支援室の巡回支援 ・発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加
121	障がいのある人	5-(2)-2	継続	特別支援教育(相談)	○早期(5月下旬)から就学相談を始める。 ○保護者のニーズに応じ、特別支援学校・特別支援学級などの体験や見学の支援を行う。	就学相談会、就学支援委員会を実施し、障がいのある園児・児童生徒に適する学習の場や支援方法について検討し、答申を出す。必要に応じて臨時就学支援委員会を行う。 ・就学相談会：3回 ・就学支援委員会：4回	・就学相談会：3回 ・就学支援委員会：4回 ・臨時就学支援委員会：1回 ・就学前支援検討部会5回を実施し、障がいのある園児・児童生徒に適する学習の場や支援方法について検討し答申につなげることができた。	保護者との信頼関係を築くことが重要である。相談についての職員のスキルを図っている。	4	幼児課	第3期栗東市障がい者基本計画	・就学相談の機会の充実
								就学支援が必要な児童生徒の増加に伴い、よりきめ細かな検討を進めるためには、日程の見直し(相談回数や時期)を行う必要がある。また、各校での相談体制の充実を図るとともに、就学支援の担当者の知識や理解を深める必要がある。	5	学校教育課	第3期栗東市障がい者基本計画	・就学相談の機会の充実
122	障がいのある人	5-(2)-3	継続	共に学び合う場の充実	○障がいの有無にかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを通して、障がいのある人に対して理解の促進を図る。	・市内すべての保育園・幼稚園・幼児園・認定こども園29園、小学校9校、中学校3校において障がい者理解教育を行う。 ・インクルーシブな保育・教育が行われるよう、医療的ケア等も含め様々な支援を提供する。	保護者と共通理解を図りながら個別の教育指導計画等を作成し、保育・教育を行っている。各校の学習計画等に則って、児童生徒への障がい者理解教育を行った。	各園での園内委員会を計画的に実施する中で集団の中での個の育ちをしっかりと把握し、園内での支援を継続していく。また、保護者と園での様子や家庭での様子を伝え合いながら必要に応じて関係機関と連携を継続していく。	4	幼児課	第II期栗東市特別支援教育推進計画	・交流・共同学習の推進
							各学校園での園内および校内委員会を計画的に実施する中で集団の中での個の育ちをしっかりと把握し、個に応じた支援を継続していく。また、保護者と園での様子や家庭での様子を伝え合いながら必要に応じて関係機関と連携を継続していくことが必要である。今後も引き続き各校学習計画に則って障がい理解教育の充実を図る。	4	学校教育課 幼児課	第II期栗東市特別支援教育推進計画	・交流・共同学習の推進	
123	障がいのある人	5-(3)-1	継続	くりちゃんバス運営補助事業	○車椅子使用者など独りで乗降することが困難な場合の乗客が乗車する際には、介添えを行うなどその場で対応する。	車椅子使用者専用固定シート付バスの導入	車椅子使用者専用固定シート付バスの導入が完了しました。	地域住民の日常生活に必要な不可欠な生活交通であるコミュニティバス路線の運行を維持する。	4	土木交通課	第3期栗東市障がい者基本計画	・コミュニティバスの運行による移動手段の確保
124	障がいのある人	5-(3)-2	継続	市営住宅(各世帯向け住戸)の提供	○一般住戸(309戸)以外に、高齢者同居世帯向(16戸)、身体障がい者同居世帯向(11戸)の各住戸及びシルバーハウジング住戸(23戸)を備えた市営住宅について、空き部屋が生じた際には年2回の入居募集を実施している。	「栗東市住生活基本計画」及び「栗東市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や身体障がいのある人が安心して暮らせるよう市営住宅の運営管理を行い、特定目的住戸(高齢者同居世帯向、身体障がい者同居世帯向およびシルバーハウジングの各住戸)50戸の安定的な供給を行う。	令和7年度定期募集後の入居戸数：高齢者同居世帯向13戸/16戸、シルバーハウジング22戸/23戸、身体障がい者同居向4戸/11戸 2回の定期募集を通じて延べ4件の特定目的住戸の募集を行った。(身体障がい者同居世帯向け延べ2件)。定期募集の結果、身体障がい者同居世帯向け1件、シルバーハウジング2件の入居を決定した。	身体障がい者同居世帯向の部屋に関しては、近年の生活様式に対応しなくなっている部分(布団ではなく、介護ベッドで寝る人が増えており、和室が不要など。)もあるため、入所修繕の際に対応可能な部分から修繕を行っている。	3	住宅課	第3期栗東市障がい者基本計画	・市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化
125	障がいのある人	5-(3)-3	継続	図書館利用に困難な人への読書環境整備	○音訳ボランティアの養成及び技術向上のための講座を開催する。 ○録音図書を作成や貸出し、対面朗読を実施する。 ○来館困難な人に対しては、郵送・宅配を行う。	図書や情報をあらゆる形態で提供できる体制を作る。	・対面朗読：1名(17回) ・視覚障がい(宅配)：3名(11回)、(来館)：2名(21回) ・録音図書の貸出数：デージー図書等233点 ・音訳ボランティア養成講座(中級)：5回(17名)	・引き続きサービスが必要な方に向けて丁寧に情報発信を行い、文字での読書ならびに来館が困難な方への個々のケースに応じた読書環境の整備を推進する。	3	図書館	第3期栗東市障がい者基本計画	・視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施 ・図書館蔵書の音訳・点訳
126	障がいのある人	5-(3)-4	新規	「障がい福祉のてびき」の発行	○障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行う。	障がい者福祉制度・サービスの周知、情報提供を随時行うことで、障がいのある人が必要なサービスを利用しやすい環境を整える。	・「障がい福祉の手引き」の改訂：2回 ・「障がい福祉のてびき」交付数：320冊	年度途中で新規事業所等の更新を行い、情報提供を行うことで、障がいのある人が必要なサービスを利用しやすい環境を整えていきます。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・「障がい福祉のてびき」の発行

栗東市人権擁護計画実施計画 障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権擁護課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月未現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
127	障がいのある人	5-(3)-5	新規	講座に参加しやすい環境整備 ☆分野共通へ託児もあり男女共同参画も入る	人権文化事業等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応など、希望するだれもが参加できる講座を開催する。	ホール会場での講演会事業の際には、手話通訳・要約筆記の対応、車いす利用者の席等を確保して開催するとともに、託児サービスも設け、誰もが講座に参加しやすい環境を整える。	12月に開催した人権文化事業では、託児・手話通訳・要約筆記対応を行ったうえで、講演会を開催。視覚に障がいのある参加者、車いすの利用者には、個別で座席案内を行うなどのサポートを行った。	今後も幅広い方々に参加いただける講演会の実施を目指し、必要な環境を整えてサポートを施したうえで、事業を実施していく必要がある。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第3期栗東市障がい者基本計画	・講座に参加しやすい環境整備
128	障がいのある人	5-(3)-6	新規	地域活動に参加しやすい環境の整備	障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努める。	障害のある人の地域活動への参加を促進するため、障がい特性に応じたコミュニケーション・移動等の支援サービスを整備し、要請に応じて随時提供する。	・意思疎通支援サービス等提供件数：130件 ・交流事業等の参加人数：442人 ・移動支援延べ利用数：3,076人 (上半期1,538人×2)	移動支援の単価が現在の社会情勢に合っていないため、見直しが必要。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・地域活動に参加しやすい環境の整備
129	障がいのある人	5-(4)-1	継続	栗東サロン「歩」委託事業	○普段なかなか外出の機会がない人、うつ病などこころの病気のある人などがお茶を飲みながら話したり、畑作業に取り組んだり、仲間作りや他人ともコミュニケーションの練習や生活のリズムを作りながら、社会復帰のための第1歩となるようにする。(開催場所：なごやかセンター)	生活リズムの回復と就労に向けた準備調整(体験)の機会として、サロンを定期的で開催する。	なごやかセンターで毎週木曜日(13:30～)にサロンを開催。 ・開催回数：29回(利用者数15人、利用延べ人数248人)	利用者の固定化が課題であるため、対象者への周知を図る。	4	障がい福祉課	—	—

栗東市人権擁護計画実施計画 障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権擁護課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
130	障がいのある人	5-(4)-2	継続	障がい者雇用の促進	○障がいのある人が働きやすい環境の整備につながるよう啓発を行う。	企業への障がい者雇用への啓発に努め、理解の促進を図るとともに、各種制度等について企業訪問時に啓発を行う。 ◎目標値 ・企業訪問：年2回 →事務事業の見直しにより、令和5年度より企業訪問：年1回 ・関連リーフレット等の配布：年2回	社内における人権啓発に関する資料を配布 ・企業訪問：年1回 ・関連リーフレット等の配布 年1回	障害者雇用率を満たしておられない企業もあることから、障がい者雇用において利用できる各種制度や支援について情報提供を行う。	3	商工観光労政課	第3期栗東市障がい者基本計画	・公共職業安定機関等の相談機能の充実 ・就労支援計画の充実 ・障がい者雇用の促進
						企業への啓発活動の実施	企業訪問時にリーフレットを配布	企業訪問の機会を活用し、障がいに対する正しい知識と障がいのある人への理解促進を更に図る。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・公共職業安定機関等の相談機能の充実 ・就労支援計画の充実 ・障がい者雇用の促進
131	障がいのある人	5-(5)-1	継続	成年後見制度利用支援等事業	○判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等の適切な福祉サービス利用を支援し、また不当な権利侵害から守るため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について周知と利用相談・支援を推進する。	制度の周知・利用相談を行うことで、在宅生活の安心を提供する。	相談支援件数：268件(令和7年度上半期)	支援者や市民に対する権利擁護や成年後見制度の啓発、地域包括支援センターほか相談対応に従事する職員向けの研修会の開催などの充実を図る。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・成年後見制度の周知・利用促進
132	障がいのある人	5-(5)-2	継続	障がい者の虐待防止に向けた取組の推進	○障害者虐待防止法を周知・啓発することで、障がい者の権利利益の擁護を推進する。	関係情報を市広報またはホームページに掲載する。	ホームページに記事を掲載	市広報やホームページを活用し、障がいに対する正しい知識と障がいのある人への理解促進を更に図る。	4	障がい福祉課	第3期栗東市障がい者基本計画	・障がい者虐待防止センターとしての機能強化

栗東市人権擁護計画実施計画 外国人

■学校教育課、自治振興課、商工観光労政課、総合窓口課、図書館、人権擁護課、税務課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
133	外国人	6-(1)-1	継続	国際交流事業 (栗東国際交流協会等との協議)	○関係団体との共催により、多文化を知り学び理解する機会づくりに取り組む。 ○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。	文化の違いを認め合う対等な関係でありながらも地域社会では共に手をとりあう多文化共生の意識づくり ◎目標値 栗東国際交流協会主体の多文化交流事業の開催を周知 ・広報おしらせ版への掲載：年5回	広報お知らせ版掲載3回 ・万博ツアー8/26参加者14人 ・異文化交流サロン(ベルー)10/4参加者15人 ・大宝西ふれあい解放文化祭10/18・19 ブース設置 ・治田東学区区民まつり11/16 参加者110人 ・異文化交流サロン(ジャマイカ)11/29 参加者45人 ・日本語教室お楽しみ会12/13 参加者23人 ・イタリアことはじめ1/25・2/1・2/8・3/8 ・さわやか学級異文化交流2/12 広報3月号で多文化共生をテーマにした記事を掲載予定。	多文化共生に関するニーズの把握に努め、国際交流協会と連携し、継続した事業実施及び情報発信に取り組んでいく。	3	自治振興課	—	—
134	外国人	6-(1)-2	継続	国際理解教育・外国語教育	社会科、外国語科、外国語活動、総合的な学習の時間などを中心に、あらゆる学習の機会を通して、 <b>相手意識の醸成や国際理解の推進を図る。</b>	小学校9校、中学校3校すべての学校であらゆる学習の機会において国際理解教育を行う。	学習計画等に則って各教科の学習を通じて国際理解教育を実施した。	教科横断的に学習する機会もあり、可能な範囲で実際の触れ合いによる交流体験についても実施できるよう支援していく。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・学校における多文化共生教育の推進
135	外国人	6-(1)-3	継続	日本語指導教室	○日本語指導員を派遣したことにより、外国人児童生徒が安心して学び、生活できるよう支援する。	市内小中学校の外国人児童生徒への日本語指導を通して、安心して生活できるように支援を行う。	日本語指導員と各校との丁寧な連携により、各校や児童生徒の実態に応じて、日本語指導を実施した。	今後も引き続き、日本語指導員と各校との丁寧な連携により、計画的に指導を実施し、支援を行う。	4	学校教育課		
136	外国人	6-(1)-4	継続	多文化共生のための啓発の推進	○外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生するなか、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくすため、講演会を開催したり、リーフレットやポスターによる啓発をおこなう。また、法務局で取り組んでいる外国語人権相談について、窓口だけでなく電話やインターネットでも対応実施していることについて広く周知を行う。	ヘイトスピーチをはじめ、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識の浸透を図るための啓発を行う。 目標値 ・次回の市民意識調査：外国人の生活習慣や文化の理解を深めるべきだに対する、そう思うを全体で30%以上とする。	・ヘイトスピーチに関するポスターの掲示による啓発を行った。また、法務局で取り組んでいる外国語人権相談についてのリーフレットを関係課である自治振興課窓口にも配架している。 ・「輝く未来(資料編)」12月号にて、「多文化共生の社会へ」をテーマに掲載した。 ・「外国人の生活習慣や文化への理解や認識を深めていく必要がある」61.7%	ポスターの掲示など効果的な啓発を続けていく。相談を受け付けた際には、外国語相談などにも必要に応じ、繋げていく必要がある。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
137	外国人	6-(2)-1	継続	税証明申請書の多言語対応	○外国人の窓口相談に向けて、ポルトガル・スペイン用語集及びポルトガル語を併記した税証明申請書を作成する。	外国人市民が必要とする税証明書を取得できるよう利便性の向上を図る。	申請書記入や、窓口相談において、英語、ポルトガル語、スペイン語に対応できるように単語集を日頃から備え、窓口案内の利便性向上を図った。	複雑な手続きや納税相談は、国際交流協会の相談窓口や勤務先の方などに通訳を依頼しており、市民サービス向上のために、より一層の多言語への対応を図る。	4	税務課		
138	外国人	6-(2)-2	継続	ポルトガル語の納付予告書の送付による自主納付の推進	○ポルトガル語による市税の納入予告書を作成する。 ・市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	市税等徴収に関わり、外国人市民に市税の納付周知を図る。	外国人市民で滞納のある人への個別通知に外国語要約を必要に応じて同封することで、窓口での納付相談につながっている。	多言語版生活ハンドブック等を活用するなど、税のしくみを知ってもらうことで納税意識の向上を図る。	3	税務課		
139	外国人	6-(2)-3	継続	外国人市民への各種通知や届出窓口の多言語対応	本市に住居登録がある外国人市民の母国語による通知や住民異動などについて多言語での窓口体制を整備する。	外国人市民の窓口手続き関係に関する利便性の向上を図る。	マイナンバーカードの有効期限到来通知を英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語で行った。 R6年度実績 通知件数： 417件 R7.11月末現在 通知件数： 388件 R8.3月末見込み 通知件数： 580件  住民基本台帳制度等に関する届出や問い合わせで窓口等に来庁された方に対して、総務省の「コールセンター」を活用して、円滑に窓口手続きを行った。	引き続き、外国人市民に対する多言語対応を実施していく。	4	総合窓口課		
140	外国人	6-(2)-4	継続	利用案内等の多言語化	○外国人対応について研修を実施する。	外国人市民の図書館利用に対して的確な資料提供を行う。	外国人への情報提供として10言語の情報紙「みみタロウ」を収集。 多文化資料7冊購入予定	引き続き利用者のニーズを聞き取り、適切な資料の収集並びに提供を実施する。	3	図書館	第4期栗東市教育振興基本計画	図書館機能の充実
141	外国人	6-(2)-5	継続	外国人の就労支援の実施	○外国人の就労相談があった際には、労働条件や適正な雇用が行われるよう、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	外国人就労相談の際には、関係機関と連携して適切な支援を行う。	外国人の就労相談者 4名 必要に応じてハローワークへ同行する等、安定就労に向けての相談支援を実施した。	専門相談窓口の認知が低いことから、様々な機会を活用して幅広く周知をしていく。	3	商工観光労政課	第四次栗東市就労支援計画	

栗東市人権擁護計画実施計画 外国人

■学校教育課、自治振興課、商工観光労政課、総合窓口課、図書館、人権擁護課、税務課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
142	外国人	6-(3)-1	継続	国際交流事業委託事業 (在住外国人支援事業等)	○ポルトガル語通訳による生活相談窓口の設置 (毎週水曜日午後) ○各課で作成している各種文書の翻訳(主にポルトガル語)	相談窓口開設・毎週水曜日午後ニーズに応じた翻訳による行政サービスの提供。 ◎目標値 ・相談窓口開設のお知らせ掲載：年1回更新	・相談件数：4月：9件 5月：3件 6月：7件 7月：14件 8月：11件 9月：7件 10月：13件 11月：7件 12月： 件 1月： 件 2月： 件 3月： 件 ・翻訳：7件 ・ポケトーク使用による各課の窓口対応：2件 ・相談窓口開設のお知らせは、広報3月号に掲載	窓口での相談内容の複雑化に伴い、相談先担当課を交えた適切な対応をしていく。 ポケトーク、多言語通訳サービス等を活用できるよう周知を強化し、引き続き対応を継続していく。	4	自治振興課	第3期栗東市地域福祉計画	・外国籍住民への支援(多文化共生)
143	外国人	6-(3)-2	継続	国際交流事業 (日本語教室補助事業)	○毎月第2・4土曜日にボランティアによる日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	日本語教室 平均受講者数：3.5人/回 参加延べ人数：82人(23回) (4月：20、5月：5、6月：15、7月：12、8月：7、9月：15、10月：4、11月：4、12月：、1月：、2月：、3月：)	今年度より月2回から3回の開催にし、広報・周知を強化したことから参加者が昨年度より増加傾向にある。学習者が継続して通える日本語教室のあり方を検討していく。	3	自治振興課		
144	外国人	6-(3)-3	新規	学校における多文化共生教育の推進	○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進する。	小学校9校、中学校3校すべての学校であらゆる学習の機会において多文化共生教育を行う。	各校の実態に応じて、様々な学習の中で多文化共生教育を行った。	外国語科や外国語活動、総合的な学習の時間を活用して国際理解教育を進めている。今後も、外国人とコミュニケーションをとる場を設けたり、多文化共生につながる個別的な視点からのアプローチによる人権学習を進めていく。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・学校における多文化共生教育の推進

栗東市人権擁護計画実施計画 インターネット

■学校教育課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
145	インターネット	7-(1)-1	継続	人権啓発推進事業	○インターネット上での人権侵害に対応するには専門的な知識が求められることも多く、また新たな課題でもあることから常に最新の対策を講じることができるよう研修などに積極的に参加する。併せて、さまざまな機会・場所において、インターネット上での人権侵害に対する啓発活動に取り組む。	・関係機関と連携し、相談窓口の周知とインターネット上での人権侵害に迅速に対応できるよう職員のインターネットに対する専門性の向上を図る。 ・市民向けの講演会・啓発紙にインターネットに関するテーマ設定や内容を記載したり、視聴覚教材の提供を行う。 目標値 ・関係機関開催のインターネットに関する研修に年3回以上の参加	職員のインターネットに対する専門性の向上を図るために下記、研修に参加。 ・人権センター主催の講座に参加 6/20：インターネットマスター講座 2名	積極的に講座などに参加し、インターネット上での人権侵害に関する知識の習得に努めていく。街頭啓発などの機会を活かし、市民への啓発を行っていく。	3	人権擁護課 (旧：人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
146	インターネット	7-(1)-2	継続	人権啓発リーダー講座事業 インターネットと人権コースの設定	○部落差別解消推進法の施行の背景にあるインターネットの現状について、行政職員・教員も含めて正しく認識する機会として、人権啓発リーダー講座の一環として設ける。	人権啓発リーダー講座の一つとして、インターネットと人権コースを設け、教育研究所と共催することで、行政職員・教員も含めて情報モラルについて正しい認識を深め、子どもを守る取組につながるよう意識を高める。 ◎目標値 ・人権啓発リーダー講座の一つとしてインターネットと人権コースの講座開催：年1回以上	人権啓発リーダー講座 インターネットと人権コース(1回)：17名 ・インターネット上における部落差別の現状について参加した教職員、保育士、行政職員、市民等で学びを共有することができた。 ・インターネット上の誹謗中傷が命に関わる深刻な課題となっていることを学ぶことができた。デジタルタトゥーなど、永遠に残る恐ろしさを学んだ。	部落差別解消推進法にもあるように、現代社会において様々な誹謗中傷がインターネット上に存在している。インターネットを使用していると、いつどこで差別書き込みに出会うかわからない。正しい知識を持ち行動するため、啓発を進めていく。	4	人権擁護課 (旧：人権教育課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進5カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
147	インターネット	7-(2)-1	継続	学校における情報モラル教育	○児童生徒に対して、あらゆる教科や道徳科での学習の場を通じて、適切な情報モラル教育をおこない、保護者への啓発を図るとともに、子どもを守る取組を推進する。 ○インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動 ○インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備	・小学校9校、中学校3校すべての学校で特別の教科道徳等の機会において情報モラル教育を行う。 ・研修・通信などを通じて情報モラルについて保護者へ啓発する。 ・小学校9校、中学校3校すべての学校で特別の教科道徳等の機会において情報モラル教育を行う。 ・研修・通信などを通じて情報モラルについて保護者へ啓発する。	各校の学習計画等に則って情報モラル教育を実施している。各校の実態や発達段階に応じて学習計画を立て、実施することができた。 各校の学習計画等に則って情報モラル教育を実施している。各校の実態や発達段階に応じて学習計画を立て、実施することができた。	情報モラルにかかわる校内研修を呼びかけるとともに、オンライン研修の周知などを今後も継続的に行っていく必要がある。保護者への研修についても具体的に周知し、継続して研修を行うことが大切である。	3	学校教育課	栗東市いじめ防止基本方針(改訂版)	・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
148	インターネット	7-(2)-2	新規	スマホ・ケータイ人権教室の推進	○地方自治局からの委託を受けた携帯電話会社による、児童・生徒に向けた防犯や人権に配慮したスマホ・ケータイの使用方法を教える子どものインターネットモラルの向上を図る。	・事業実施について周知を図り、教室開催により、子どものインターネットモラルの向上とネット上の人権侵害防止啓発を行う。 目標値：市内各小・中学校に事業実施を周知教室の開催：3校/年	・事業協力者となる人権擁護委員が年度当初に学校訪問を行い、事業実施の趣旨説明を行い事業周知を図った。 ・人権擁護委員による「スマホ・ネット人権教室」：1校	GIGAスクールが導入され、子どもたちにとってインターネットの利用が学校生活においても日常となっている状況等も踏まえて、子どもたちのメディアリテラシーの向上に向け、積極的に事業を実施していただけるよう、学校への呼びかけを行う必要がある。	2	人権擁護課 (旧：人権政策課)		

栗東市人権擁護計画実施計画 感染症等患者

■学校教育課、幼児課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※1 2月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
149	感染症等患者	8-(1)-1	新規	様々な感染症に関する理解と啓発	○保育園・幼稚園・幼児園において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。	各園において、様々な感染症等の予防を実施しつつ、感染者に対する決めつけや、差別的な意識をもたないよう、周囲の大人に啓発していく。園児においても、自分も友だちも大切にできる子どもの育成を図る。	各園において様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう子どもたちに分かりやすい言葉や教材を通して指導を行った。自分も友だちも大切にすることにつなげることができた。	各園において手洗い・消毒等を行い、引き続き様々な感染症について発達段階に応じた指導を行っていく。	4	幼児課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発
					○学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行う。	各校の学習計画等に則って感染症に関する指導を実施する。不確かな情報に惑わされることなく、自分も相手も大切に思いやる気持ちをもって行動できる児童・生徒の育成を図る。	各校の学習計画等に則って、児童・生徒への感染症に関する指導を行った。	児童・生徒への感染症に関する指導を計画通り行うことができた。正しい知識の啓発をさらに推進できるよう、12月1日の「世界エイズデー」に際した指導等を工夫する	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発
150	感染症等患者	8-(1)-2	新規	ハンセン病やコロナ差別に関連した啓発の推進	○ハンセン病やコロナ差別に関する啓発リーフレット・啓発品の配布や市のホームページを通じて、差別防止を呼びかけ、感染症に関する患者等への差別の解消に向け取り組む。	以前からある人権問題の1つであるハンセン病やコロナ差別への理解を深めることにより、今後新たに発生してくる感染症にも冷静に対応し、新たな差別の抑止につなげることができる。	市ホームページへのコロナ差別防止記事の掲載の他、庁舎1階（玄関横階段付近）において、通年でハンセン病リーフレット及びコロナ差別防止啓発品を配布。人権啓発リーダー講座にて、国立療養所 邑久光明園より講師を招き、ハンセン病について学習することができた。	新型コロナウイルス感染症が一定収束したが、社会生活の場面で、差別やプライバシー侵害が起きている。感染症・病に関する正しい知識を持ち、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが必要。引き続き啓発を継続していく必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)		

栗東市人権擁護計画実施計画 性的指向・性自認（性同一性）等

■学校教育課、自治振興課、人権擁護課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1～5点)	担当課	関連計画	関連事業
151	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(1)-1	新規	性の尊重についての教育の推進（子ども）	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行う。 ○教職員に対しては、性的指向や性同一性障がい等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図る。	・県作成の男女共同参画社会づくり副読本を活用し、各校の学習計画等に則って性に関する指導を実施する。 ・リーフレットを活用しながら目の前の子どものことを考えて教職員で研修を行い、性の多様性についての悩みを自分事としてとらえることができる授業づくりを目指す。	県作成の男女共同参画社会づくり副読本を活用し、各校の学習計画等に則って、児童生徒への男女共同参画の啓発を行った。	・発達段階に合わせてリーフレットや副読本を活用する学習を展開する等、引き続き学習内容の工夫を行っていく。 ・各校の実態に応じて、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動に引き続き取り組む。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の尊重についての教育の推進
152	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(1)-2	継続	学校における性の多様性を考える	○性的マイノリティなど、性に関するあらゆる悩みを抱える子どもが安心して過ごせるよう、きめ細やかな対応等の実施について教職員対象の学習会や研修を実施し、一人ひとりの個性を尊重できる子どもの育成を図る。	・教職員の研修を通して、性の多様性についての悩みを自分事としてとらえることができる授業づくりを展開する。 ・教職員向けの外部研修を周知することで、教職員自身が一人ひとりの個性を尊重できる素地を築く。	・教職員研修でリーフレットを活用し、きめ細やかな対応等について理解を深めた。 ・外部研修等の周知を行い、性の多様性の理解に関する啓発を行った。	・人権教育保育にかかる学校園訪問等を活用し、性の多様性に関する話題提供を行う。 ・個別の対応について支援が行えるよう校内研修等で県作成のリーフレットを活用する等、引き続き性の尊重についてより理解を深めていく。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
153	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(2)-1	新規	性の尊重についての教育の推進（市民）	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行う。	地区別懇談会のテーマとして性の多様性について取り上げるとともに、講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」：肯定的回答40%	大宝西ふれあい解放文化祭、じんけん広場ふれあい文化祭の会場での人権啓発パネル展示の際に、性の多様性に関するパネル展示を行い、多様な性のあり方についての理解が促進されるよう啓発に努めた。	令和5年6月に成立・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念にのっとり、社会全体の性的マイノリティに対する理解や周知啓発を行う必要がある。また、市民啓発と併せて、先進自治体のパートナーシップ制度等に関する情報収集を行う必要がある。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
						多様な性のあり方について理解が深まるよう啓発する。 ◎目標値 ・市民へ多様な性の在り方について理解が深まるよう周知：年1回更新	・人権啓発リーダー講座において性の多様性についての講座を設定し、64名の参加があった。 ・社会人権教育推進員説明会のミニ研修において、「性の多様性」をテーマとして取り上げた。 「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」：肯定的回答36.2%	・自らの性についての悩みを相談できず、自ら命を絶つ事案が発生している。差別問題はマジョリティー（多数派）が自らの問題として問い直すことから始まる。多様な性のあり方について、当事者の思いを聞き、それぞれが自身を問い直す必要がある。そのためにも、継続して講座を開設していきたい。	3	人権擁護課 (旧：人権教育課)	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
						多様な性のあり方について理解が深まるよう啓発する。 ◎目標値 ・市民へ多様な性の在り方について理解が深まるよう周知：年1回更新	ホームページにより啓発（通年）	多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、ホームページやSNS等を活用して啓発を継続していく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
154	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(2)-2	新規	性の尊重についての理解促進	○「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行う。	多様な生き方の選択や実現のため、権利の周知を行う。 ◎目標値 ・市民への「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の周知：年1回更新 ・生理の貧困に対する支援と周知を行う：年1回更新	ホームページにより啓発（通年） 行政の対応 ・生理の貧困に対する支援（生理用品の配布、生理用品配布カードの作成、HP・SNSで周知）	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」による多様な生き方の選択や実現のため、ホームページやSNS等を活用して周知啓発を行っていく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の尊重と健康についての意識の醸成

栗東市人権擁護計画実施計画 さまざまな人権問題

■学校教育課、危機管理課、人権擁護課、社会福祉課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数 1：全くできなかった 2：目標には及ばなかった 3：目標近く達成できた  
4：目標どおり達成できた 5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標(事業実施目的・見込まれる効果等) 目標値	2025(令和7)年度実績 ※12月末現在と年度末見込み	取組課題	評価 (1~5点)	担当課	関連計画	関連事業
155	さまざまな人権問題 (拉致被害者等)	10-(1)-1	継続	犯罪被害者見舞金	○自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により、不慮の死を遂げた遺族又は障がいを受けた市民に対し、見舞金を支給する。 また、犯罪被害者等に対する予断や偏見が払拭されるよう啓発を行う。	関係機関(警察など)と連携し、情報収集に努める。 ◎目標値 ・犯罪被害者等の人権啓発事業年2回の実施	犯罪被害者見舞金 申請件数1件 ・パネル展示の啓発事業を行った。 ・窓口にてリーフレット等設置し啓発をおこなった。	犯罪被害者に対して、周囲の人々が予断や偏見を持つことなく、温かく支える環境が大切であるため、犯罪被害者支援センター等と連携を密にし、啓発活動を引き続き実施する必要がある。	4	危機管理課	—	—
156	さまざまな人権問題 (拉致被害者等)	10-(1)-2	継続	拉致問題に対する啓発	○北朝鮮人権侵害問題啓発のため、年1回決められた期間に、啓発ポスターを掲示する。	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組みを行い、北朝鮮による拉致被害者の問題が人権問題であることの認識を高める。 目標値 ・期間の近い人権週間の啓発と併せて行い、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の認識をより高める。	12月の人権週間と併せて北朝鮮人権侵害問題啓発週間のポスターの掲示(市役所)、市広報・ホームページへの掲載を行った。	引き続き、人権週間に係る街頭啓発などの機会を活かし、効率・効果的な啓発活動に努めていく。	4	人権擁護課 (旧：人権政策課)	—	—
157	さまざまな人権問題 (拉致被害者等)	10-(1)-3	継続	北朝鮮による拉致被害者に対する学校での取組	○社会科などの授業を通して北朝鮮による拉致被害者に対する理解を深める。	市内各小中学校で授業として北朝鮮による拉致被害者に対する理解を図る学習に取り組む。	・各校の実態に応じて、学習計画に則って北朝鮮問題を取り上げている。 ・北朝鮮人権侵害問題に係るDVDの活用、教職員研修の教材周知、ポスター掲示等、活用啓発を行った。	・引き続き、北朝鮮人権侵害問題の理解が深まるよう効果的な啓発活動に努めていく。	3	学校教育課	—	—
158	さまざまな人権問題 (刑を終えて出所した人)	10-(1)-4	継続	社会を明るくする運動	○犯罪や非行をした人たちを支え、地域社会の理解を得られるよう啓発を行い、7月の社会を明るくする運動実施期間を中心に研修会を実施する。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を図るため、全国的な運動により理解を深める。 ◎目標値 ・研修会の開催：各コミセン年1回	・社会を明るくする運動推進委員会(6月 書面で実施) ・総理大臣メッセージ伝達式 7月1日(火)関係者のみ参加 駅前・大型量販店前での啓発活動 ・研修会 9学区の地域振興協議会が実施 延べ約350人参加 ・関係団体研修会 5団体	青少年がSNS等を利用して犯罪に巻き込まれるケースが多い。加害者にも被害者にもさせない啓発、罪を犯した人たちを地域全体で支えあうまちづくりをしていく。	4	生涯学習課	—	—
159	さまざまな人権問題 (ホームレス等)	10-(1)-5	継続	ホームレス実態にかか る全国調査把握	○全国一斉調査(年1回、定められた1日において市内の路上生活者の実数を調査する)を実施する。	市内の路上生活者の実数を調査することにより、ホームレスの実態を把握し、必要な支援につなげる。 ◎目標値 ・年1回開催	市内の路上生活者の実数を調査することにより、ホームレスの実態を把握する。 ・ホームレス実態調査：令和8年1月8日実施予定	引き続き関係機関と連携し実態把握に努める	4	社会福祉課	—	—
160	さまざまな人権問題 (ホームレス等)	10-(1)-6	新規	生活困窮者等に対する 相談窓口の充実	○生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、生活上の課題に関連する相談に対応できるような連携体制を整える。	生活困窮者等の自立に向け、市に自立支援相談員を配置し、生活上の課題に対する相談に応じるとともに、社会福祉協議会と連携し、相談支援を実施し、家計等に関する相談支援を行う。	相談者に寄り添った相談に応じるとともに、生活困窮者の自立支援に向け関係課での情報共有を図り連携した相談体制を整えた。 ・生活支援相談室相談件数：45件(12月末現在)、60件(年度末見込み)	引き続き相談者に寄り添った相談に応じ、相談内容に応じた各種福祉制度等の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行う。	4	社会福祉課	第3期栗東市地域福祉計画 栗東市自殺対策計画	・生活困窮者等自立支援窓口の設置 ・生活保護に関する相談
161	さまざまな人権問題 (ホームレス等)	10-(1)-7	新規	生活困窮者への支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく様々な支援を実施し、関係機関や民生委員・児童委員、近隣住民等と連携し、生活困窮者を支える仕組みづくりに取り組む。	生活困窮者に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課等で組織する生活困窮者自立支援調整会議を開催し、必要に応じて民生委員等の協力をえられるよう体制を整える。 ◎目標値 ・生活困窮者自立支援調整会議開催数：12回	生活困窮者の自立支援に向け関係課での情報共有を図り支援策を協議した。 ・生活困窮者自立支援調整会議：12回開催(毎月1回開催済)	自立支援調整会議では、相談者の自立に向けた課題と目標を共通認識し、情報共有を行い支援を行う。	4	社会福祉課	栗東市自殺対策計画	・生活困窮者への支援